

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業

運営業務委託契約書（案）

令和7年8月

岡 山 市

収 入
印 紙

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業
運營業務委託契約書

- 1 事業名 岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業
- 2 履行場所 岡山市南区当新田 486 番地 1
- 3 契約期間 契約締結日（本契約としての成立日をいう。以下同じ。）から令和 23 年 3 月 31 日
まで
- 4 契約金額 金 円以内
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
（1）固定費に係る契約金額
金 円
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
（2）変動費に係る契約金額
搬入量に応じて、本約款に定める単価及び計算方法により算出した金額とする。
金 円以内
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
- 5 契約保証金 約款第 3 条第 1 項による額

上記の事業（以下「本件事業」という。）に関して、発注者が受託者その他の者との間で締結した令和 年 月 日付基本契約書（以下「本基本契約」という。）第 6 条第 2 項の定めるところに従い、発注者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって、公平な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、本基本契約並びに本基本契約に基づき締結される、岡山市と●●との間の建設工事請負契約と不可分一体として本件事業に係る事業契約を構成するものとするが、本書は停止条件付の契約であって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び岡山市契約規則（岡山市規則平成元年第 63 号）に基づき建設工事請負契約が岡山市議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。建設工事請負契約が岡山市議会で議決されず、この停止条件付の契約が本契約として成立しないときは、この停止条件付の契約は無効とし、これにより受託者に生ずる如何なる損害についても、発注者は、その責めを負わない。

この契約の証として本書●通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長 大森 雅夫 印

受託者

運営業務委託契約約款 目次

第1章 総則

第1条	(総則)	1
第2条	(権利義務の譲渡等)	2
第3条	(契約の保証)	2
第4条	(監督員)	3
第5条	(監督、履行報告)	3

第2章 運営管理業務

第1節 総則

第6条	(業務委託の範囲)	3
第7条	(業務委託の期間及び委託の着手)	4
第8条	(善管注意義務)	4
第9条	(関係法令の遵守)	4
第10条	(監督官庁の許認可等)	4
第11条	(申立ての制限)	4
第12条	(従事者)	5
第13条	(施設の使用許可)	5
第14条	(再委託)	5
第15条	(物品及び役務の調達)	6
第16条	(電気、水道等)	6
第17条	(新技術等への対応)	6
第18条	(業務委託期間中の立入り)	7
第19条	(発注者による本件業務の実施状況の監視)	7
第20条	(試運転及び性能確認試験)	8
第21条	(見学者への対応)	8

第2節 運営管理マニュアル及び事業実施計画書等の作成と報告

第22条	(事前準備期間)	8
第23条	(運営管理マニュアル)	8
第24条	(事業実施計画書等)	8
第25条	(実績報告書)	9
第26条	(記録の作成・保存)	10

第3節 処理対象物の受入れと処理

第27条	(本件施設の運転)	10
第28条	(運転時間等)	10
第29条	(処理対象物の搬入)	10
第30条	(処理不適物)	11
第31条	(処理対象物の受入れ)	11

第32条	(停止の制限)	12
第33条	(災害時の対応)	12
第4節 本件施設の維持管理		
第34条	(本件施設の維持管理)	12
第35条	(大規模修繕工事への対応)	13
第5節 検査・計測等		
第36条	(受託者による検査)	14
第37条	(本件施設に係る計測)	14
第38条	(施設基準値等に係る対応)	14
第39条	(基本性能に関する性能要件の未達)	14
第6節 性能未達時の対応		
第40条	(性能未達時の対応)	14
第41条	(事故防止等臨機の措置)	15
第42条	(費用負担)	16
第43条	(裁定機関の設置と裁定)	16
第7節 焼却残さ等		
第44条	(焼却残さの資源化)	16
第45条	(焼却残さの場内一時貯留)	17
第46条	(その他資源化物、処理不適物の処理等)	17
第8節 余熱利用設備の運転		
第47条	(発電設備の運転)	18
第48条	(余熱利用設備の運転と余熱の取扱い)	18
第9節 ごみ質及び計画処理量		
第49条	(ごみ質)	18
第50条	(計画処理量)	19
第51条	(計画処理量又はごみ質の変動により基準値を遵守できない場合)	19
第3章 委託費の支払い		
第52条	(委託費の支払い)	20
第53条	(委託費の内訳)	20
第54条	(支払方法)	20
第55条	(物価上昇率等の変動要素を委託費に組み込む方法)	20
第56条	(租税)	21
第4章 条件の変更		

第57条	(条件変更)	21
第58条	(要求水準書等の変更)	21
第59条	(条件変更等の変動要素による委託費の見直し)	21

第5章 特許権等

第60条	(特許権等)	22
第61条	(著作権の利用等)	22
第62条	(著作権の譲渡禁止)	23
第63条	(著作権の侵害防止)	23

第6章 リスクの負担等

第64条	(所有権)	23
第65条	(受託者の注意義務)	24
第66条	(苦情等への対応及び解決)	24
第67条	(財物の滅失、毀損、人身傷害及び補償)	24
第68条	(保険)	25
第69条	(法令等変更)	25
第70条	(不可抗力)	25
第71条	(不可抗力による負担)	26

第7章 契約の終了

第72条	(本件業務終了後の対応)	26
第73条	(業務委託期間終了時の明渡し条件)	26

第8章 契約の解除

第74条	(猶予期間)	26
第75条	(契約不適合責任)	27
第76条	(発注者の任意解除権)	27
第77条	(発注者の催告による解除権)	28
第78条	(発注者の催告によらない解除権)	28
第79条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	29
第80条	(受託者の催告による解除権)	29
第81条	(受託者の催告によらない解除権)	29
第82条	(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	29
第83条	(契約解除等の通知)	29
第84条	(契約解除に伴う措置)	30
第85条	(発注者の損害賠償請求等)	30
第86条	(受託者の損害賠償請求等)	31
第87条	(談合その他の不正行為の場合における賠償金)	31

第9章 補則

第88条	(遅延利息)	32
第89条	(秘密保持義務)	32
第90条	(個人情報の保護)	32
第91条	(発注者及び受託者の協議等)	33
第92条	(契約の変更)	33

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業
運営業務委託契約約款

第1章 総則

(総則)

第1条 岡山市(以下「発注者」という。)及び(以下「受託者」という。)は、この契約書に基づき、第3項第2号から第4号までに定める書類に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(第3項に定める書類を内容とする発注者と受託者が本件事業に関してこの契約書に基づき締結する運営業務委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 この契約書における用語の定義は、この契約書(別表を含む。)で特別に定める場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 「本件事業」とは、岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業をいう。
- (2) 「本件施設」とは、ごみ焼却施設(工場棟と管理棟は合棟構造)、計量棟、洗車場等の付属建物、敷地内外構施設及びその他付帯設備によって構成する岡山市当新田環境センターをいう。
- (3) 「要求水準書」とは、本件事業の入札において発注者が公表した入札公告に基づく入札書類のうち、第2期長期包括運営業務要求水準書及び募集要項に関する質問回答をいう。
- (4) 「技術資料」とは、本件事業の入札公告に従い受託者が作成し発注者に提出した技術資料(要求水準書に定める技術資料も含む。以下同じ。)をいう。
- (5) 「本件業務」とは、本件施設に関し、基本性能を確保及び維持し、これを発揮させ、安定性及び安全性を確保しつつ、効率的に運営管理する業務であり、長期的かつ包括的に性能発注方式により実施する運営管理業務をいう。
- (6) 「焼却残さ」とは、ごみの処理に伴い本件施設から排出される飛灰、不燃物、磁選物、固化物をいう。
- (7) 「資源化事業者」とは、本市が別途契約する本件施設から発生する焼却残さを資源化処理する企業を総称していう。

3 この契約を構成する書面及び図面は、次に掲げるとおりとし、当該書面及び図面において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、要求水準書においてこの契約書で定めのない事項を規定している場合及びこの契約書の内容に追加、変更を加えている場合には、要求水準書の内容がこの契約書に優先するものとし、技術資料の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、仕様の水準等より優れる部分は、要求水準書と同位の順序にあるものとみなす。

- (1) この契約書
- (2) 要求水準書
- (3) 技術資料
- (4) 発注者が貸与する本件施設の設計図書等

4 この契約書は、この約款及びこの契約書に添付する別紙1から別紙13まで並びに別表とで構成するものとする。

- 5 受託者は、本件業務を頭書の契約期間内で行うものとし、発注者は、その委託費を支払うものとする。
- 6 受託者は、この契約書若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は発注者と受託者の協議が成立した場合を除き、本件業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定める。
- 7 この契約書に定める通知、催告、請求、報告、申出、確認、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者又は受託者は、前項に規定する通知、催告、請求、報告、申出、同意、確認、承諾を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受託者は、既に行った通知、催告、請求、報告、申出、同意、確認、承諾を書面に記載し、7日間以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 9 発注者及び受託者は、この契約書を構成する書面に基づき協議を行うときは当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 11 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 12 この契約の履行に関して発注者と受託者との間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 13 この契約書及びこの契約書を構成する書面における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 14 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 15 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄区域とする岡山地方裁判所とする。
- 16 委託費以外に、この契約に基づき発注者が負担すべき費用が発生した場合の発注者の負担方法については、発注者と受託者が協議により定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権等の担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（契約の保証）

第3条 受託者は、建設工事請負契約締結に係る議決予定日の前日までに、次の各号に掲げる保証のうちいずれか一の保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（1） 契約保証金の納付

（2） この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払を保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証

（3） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第5項において「保証の

額」という。)は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

- 3 発注者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第85条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額に1割を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(契約保証金の返還)

第3条の2 発注者は、契約履行の完了確認後又は第76条、第78条第6号、第8号若しくは第11号、第80条若しくは第81条の規定により契約が解除された場合に契約保証金を返還するものとする。

(監督員)

第4条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 要求水準書に定める実施状況の監視
- (2) この契約書及び要求水準書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は事業実施計画書に対する承諾若しくは受託者からの照会への回答
- (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の現場総括責任者との協議

(監督、履行報告)

第5条 発注者は、必要と認めるときは、立会い、指示その他の方法により、受託者の履行状況を監督することができる。

2 発注者は、必要と認めるときは、受託者に対してこの契約の履行状況等について報告を求めることができる。

第2章 運営管理業務

第1節 総則

(業務委託の範囲)

第6条 発注者が受託者に業務委託する範囲は、要求水準書及び技術資料に定めるもののほか、別紙1に記載する範囲とする。

2 受託者は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害

を発生させないように適正に本件施設の運転管理、維持管理及び環境管理業務を行わなければならない。

- 3 受託者は、本件施設が要求水準書及び第1条第3項第3号及び第4号の設計図書に規定された仕様及び性能(かかる仕様及び性能を、以下「基本性能」という。)を満たすよう、適正に本件施設の運営管理業務を行わなければならない。
- 4 基本性能を満足する運営管理業務の遂行に関する全ての費用は、この契約書及び要求水準書に定める発注者が負担すべき費用を除き、受託者が負担するものとする。

(業務委託の期間及び委託の着手)

第7条 本件業務の業務委託期間は、契約締結日から令和23年3月31日までとする。

- 2 契約期間のうち、契約締結日から令和8年3月31日までの期間を本件業務の準備期間(以下「事前準備期間」という。)とする。
- 3 令和8年4月1日から令和23年3月31日までの期間を実運営期間とする。
- 4 受託者は、要求水準書等に定めのある場合を除くほか、特別の事情がない限り契約締結日後速やかに委託に着手し、継続して以後の作業を行わなければならない。
- 5 受託者は、委託に着手したときは、所定の様式による着手届を発注者に提出しなければならない

(善管注意義務)

第8条 受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって、この契約に基づき、本件業務を実施しなければならない。

(関係法令の遵守)

- 第9条 受託者は、本件業務を行うに当たり、別紙2に記載する廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の関係法令等(以下「関係法令」という。)を遵守しなければならない。
- 2 受託者は、関係法令を遵守しなかったことにより発注者に損害を与えたときは、これを賠償するものとする。

(監督官庁の許認可等)

- 第10条 受託者は、その責任において本件業務を行うために必要な監督官庁の許可又は認可等(以下「許認可等」という。)を、当該許認可等が必要となる事態が発生するまでに自らの費用で取得するものとし、業務委託期間においてこれを維持しなければならない。発注者は、受託者が取得すべき当該許認可等の申請等について協力するものとする。
- 2 発注者は、本件施設を所有し、本件業務を管理して処理対象物の処理を行うために必要な許認可等があるときは、自らの費用において当該許認可等(要求水準書に従い工事受注者が申請し取得する、又は工事受注者の全面的協力の下で発注者が申請し取得する許認可等を除く。)を取得するものとする。受託者は、発注者が取得すべき許認可等の申請等について協力するものとする。

(申立ての制限)

第11条 受託者は、要求水準書のほか、この契約の締結時に合理的に利用できる全ての情報及びデータを十分に検討した上でこの契約を締結したことを確認するものとする。

2 受託者は、当該情報及びデータの未入手があったときにおいて、当該未入手を理由として本件業務の困難さ又は本件業務に係る経費を適切に見積ることができなかつた旨を申立てしないこととする。

(従事者)

第 12 条 受託者は、本件業務を円滑に行うために必要な人員（以下「従事者」という。）を本件業務の業務委託期間のうち実運営期間の初日までに確保するものとする。

2 受託者は、従事者の氏名及び第 5 項に掲げる資格等を記した本件業務に係る組織図を作成し、発注者に提出するものとする。また、従事者の変更があったときは、変更後発注者に速やかに修正した組織図を提出しなければならない。

3 受託者は、受託者（受託者が特定共同企業体にあつては代表者）と直接かつ恒常的な雇用関係にある者を現場総括責任者として選任し、発注者に報告しなければならない。現場総括責任者の職務は、次に示すとおりとする。

- (1) この契約及び運営管理マニュアル等の内容の把握並びに従事者への指示及び監視
- (2) 従事者の技能の向上を目的とする研修等の実施
- (3) 従事者の安全管理及び衛生管理並びに事故の防止
- (4) 発注者との連絡調整
- (5) 従事者への報告、説明及び指示の徹底
- (6) その他必要な業務

4 受託者は、前項に従い選任した現場総括責任者を、発注者と工事受注者の打合せ等に出席させるなどして、本件施設の運営の観点からの意見を発注者及び工事受注者に伝えさせ、工事受注者による本件施設の運営管理マニュアル作成の過程に関与させるとともに、本件施設の基幹的設備改良工事の設計及び施工の状況を十分に把握させ、実際の本件施設の状況に従った運営管理ができるよう、十分な準備をさせなければならない

5 本件業務の遂行に必要な有資格者について、受託者は、自ら又は第 14 条の規定に基づき当該有資格者を必要とする業務を委託する場合には委託先をして、本件業務の遂行に支障を来すことなく確保する責任を負うものとする。

6 受託者は、本件業務の従事者について、事前準備期間において十分に教育・訓練を実施し本件施設の運転に習熟させ、実運営期間開始予定日からの本件施設の稼動に支障のないよう準備しなければならない。

(施設の使用許可)

第 13 条 発注者は、実運営期間中、受託者に対して本件業務に必要な施設及び設備の使用を、この契約及び関係法令に従い、許可するものとする。

(再委託)

第 14 条 受託者は、この契約について業務の全部を一括して又は業務の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項を含むこの契約及び関係法令に反しない範囲において、本件業務の一部を他の企業に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、相手方の名称その

他甲が必要と認める事項をあらかじめ書面により発注者に通知し、承諾を得なければならない。

- 4 第2項及び前項に規定する業務の委託は、全て受託者の責任において行うものとし、委託を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、受託者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 受託者は、業務の全部又は一部を発注者から指名停止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(物品及び役務の調達)

第15条 受託者は、本件業務に必要な物品及び役務を自らの責任と費用において調達及び管理しなければならない。

- 2 予備品及び消耗品の所有権は、発注者に帰属するものとする。ただし、受託者が新規に調達した予備品及び消耗品の帰属については、在庫時点では受託者に、使用した時点で発注者に帰属するものとする。受託者は、予備品及び消耗品の在庫を管理し、必要と判断した場合は自らの責任と費用において調達するとともに、受託者は、発注者の要求があった場合は、在庫量の報告を行うものとする。
- 3 発注者は、受託者が前項の規定に基づき行う物品及び役務の調達について、協力するものとする。
- 4 工具類等の所有権は、発注者に帰属するものとし、受託者は、発注者から貸与を受け、当該工具類等を使用するものとする。この場合において、受託者は、工具類等を実運営期間中に、破損・減耗・消失等させた場合は、受託者の費用負担で補充するものとし、発注者から貸与された工具類等以外で、受託者が必要な場合については、受託者の費用負担にて、調達するものとする。この場合、受託者の都合で調達した工具類等の所有権は、受託者に帰属するものとする。
- 5 本件業務終了後の物品の取り扱いについては、技術資料及び要求水準書によるものとする。

(電気、水道等)

第16条 本件業務の実施に必要な電気、水道、下水道等のユーティリティは、受託者がその責任において調達（小売電気事業者、岡山市水道局及び岡山市下水道河川局等の関係各所との間で受給契約を締結）し、その費用を負担する（ただし、本件工事期間中に、本件工事に要するユーティリティは工事受注者の負担とし、これらを本件施設から供給を受けることは可とするが、本市は追加的費用を一切負担しない。）。

- 2 当新田事業所等以外に供給先が発生した場合は、別途協議するものとする。

(新技術等への対応)

第17条 本件業務の業務委託期間中、著しい技術の更新や運営管理手法の革新等（以下「新技術等」という。）があった場合、発注者又は受託者は当該新技術等を導入することを提案することができるものとし、発注者及び受託者が、当該新技術等の導入が合理的と判断した場合、当該新技術等の導入のための協議を行うものとする。

- 2 前項に規定する新技術等の導入により、本件業務の作業量の軽減及び省力化、作業内容の軽減並びに使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減がもたらされる場合には、発注者と受託者は、委託費の減額について協議するものとする。
- 3 第1項に規定する新技術等の導入による改良工事等を行う場合、発注者と受託者は当該改良工

事等の内容及び金額について事前に協議するものとする。

4 前項に規定する改良工事等に要する費用は、次の第1号に該当するものは発注者の負担とし、そのほかは受託者の負担とする。ただし、第2号又は第3号に該当する場合は、委託費の変更は行わないものとする。

(1) 本件施設に導入された基幹的技術及び設備について新技術等の導入によりこれを更新するもので、発注者の指示により設備装置機器の更新、改修、増設及び新設等を伴う場合

(2) 改良工事等を実施する目的が、受託者の技術開発に係る試験、調査及び実験にある場合

(3) 改良工事等を実施する目的が、第1項によらず受託者の自らの業務の作業量の軽減、省力化及び効率化（使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減を含む。）にある場合

5 前項の規定にかかわらず、本件施設に常勤する従事者の人員増減を伴うものについては、取扱いについて別途協議し定めるものとする。

(業務委託期間中の立入り)

第18条 発注者は、本件業務の業務委託期間中、必要に応じて事前に受託者に対して書面又は口頭により通知を行った上で、いつでも本件施設に立入り、合理的な範囲で本件施設の運営管理又は作業状況等について受託者に説明を求めることができるものとし、受託者は、これに誠実に対応しなければならない。

2 前項について、発注者と受託者に疑義が生じた場合、双方専門第三者機関（本件事業に関して専門的知見を有するもの。以下同じ。）の意見を聴くことができるものとする。

3 発注者は、第1項で規定する立入り等を行う場合、受託者の行う業務に支障を及ぼさないように配慮するものとする。

(発注者による本件業務の実施状況の監視)

第19条 発注者は、要求水準書の定めに従い、受託者のこの契約の実施状況を監視する。

2 前項の監視のほか、発注者は、事前に受託者に対して書面又は口頭により通知を行った上で、自らの負担により、本件施設の検査、計測等を行うことができるものとする。この場合において、受託者は、発注者が委任する第三者の立会いを認め、これに誠実に対応しなければならない。

3 発注者は、前項で規定する検査を行う場合、受託者の行う業務に支障を及ぼさないように配慮するものとする。

4 発注者は、検査によって得られた情報を自己の判断に基づいて、公開することができるものとし、事前に受託者に対してその旨通知するものとする。ただし、受託者のノウハウに係る情報で、かつ、受託者自らが公表していないものについては、関係法令に基づき必要不可欠な場合を除き、事前に受託者の承諾を得るものとする。

5 発注者は、第2項の規定にかかわらず、受託者に対して必要に応じて書面又は口頭により通知を行った上で、本件施設内を見回り、目視等の方法により受託者による本件業務の遂行を検査し、運営管理マニュアル及び事業実施計画書に反している事項について書面又は口頭により指摘を行うことができるものとする。この場合において、受託者は、発注者から指摘事項を通知されたときは、速やかにその対応策を発注者に報告しなければならない。

6 前項の場合において、受託者の対応策が発注者の指摘事項を満たしていないときは、発注者は、受託者に対して受託者の対応策が指摘事項を満たすと判断できるまで対応策の改善を求めることができるものとする。この場合において、受託者は、誠意をもって対応策の改善に努めるものとする。

る。

(試運転及び性能確認試験)

第 20 条 受託者は、要求水準書に従い発注者、工事受注者及び自らが行う試運転及び試運転中に実施される性能試験並びに性能確認試験に当たり、発注者の指示に従うものとする。

(見学者への対応)

第 21 条 受託者は、本件施設への見学者対応（見学者受入れ、説明、案内資料配布等含む）を行うものとする。ただし、行政視察及び発注者が指定する団体の見学者対応については発注者にて実施する。その際、受託者は説明補助、資料作成などで発注者の補助を行うこと。

第 2 節 運営管理マニュアル及び事業実施計画書等の作成と報告

(事前準備期間)

第 22 条 受託者は、事前準備期間開始までに、事前準備期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を提出し、本市の承諾を受けるものとする。学習計画書に基づき、本施設の視察及び書類確認を実施するものとする。

2 発注者及び受託者、本件施設の視察日までに、第 1 期事業者と視察内容及び視察時間について確認をするものとする。また、受託者が本件施設を視察する際の安全管理の責任は受託者が負い、第 1 期事業者に故意又は重過失がある場合を除き、視察中の事故等について第 1 期事業者の責任を何ら追及しないものとする。

3 受託者は、発注者及び第 1 期事業者から引継を受けることとし、事前準備期間中に発生する教育指導等に係る費用については、受託者と第 1 期事業者の協議により定め、受託者の負担とする。受託者は、本件施設に関して書面により質問することができ、発注者は、取扱説明書又は各種作業の報告書等、既設メーカーが提出した資料に記載されている範囲内で回答を行うものとする。

(運営管理マニュアル)

第 23 条 受託者は、工事受注者が作成し発注者が提供する本件施設の運営管理マニュアルに基づき、本件業務を行うものとする。

2 運営管理マニュアルは、受託者が作成する運営マニュアル及び事業実施計画書の上に位置するマニュアルとし、受託者は、運営管理マニュアルに基づき、運営マニュアル及び各種業務に係る計画書を作成する。

3 受託者は、本件業務の業務委託期間中、必要に応じて運営管理マニュアルを更新し、常に最新の運営管理マニュアルを保管するとともに、運営管理マニュアルの更新の都度、その更新する部分について発注者の承諾を受けるものとする。

4 発注者は、本件業務の業務委託期間の終了後又はこの契約解除後においては、自ら運営管理マニュアルを使用、更新し、又は、新たに本件施設の運営管理に従事する者に使用させ、更新させることができる。

(事業実施計画書等)

第 24 条 受託者は、実運営開始日の 15 日前までに、実運営期間及び業務委託期間満了後 1 年間にわ

たるライフサイクルでの本施設の運営維持管理の考え方（以下「運営管理の考え方」という。）並びに実運営期間における本件務に係る運営マニュアル、運転管理計画、運営維持管理計画、補修・修繕計画を取りまとめた計画書（以下「総合事業実施計画書」という。）及び総合事業実施計画書に基づいた実運営開始初年度における運営マニュアル、運転管理計画、運営維持管理計画、補修・修繕計画を取りまとめた計画書（以下「事業実施計画書」という。）を発注者に提出し、その承諾を受けるものとする。発注者は、運営管理の考え方並びに総合事業実施計画書及び事業実施計画書について、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合には、受託者に対し適宜指摘するものとする。この場合、受託者は、当該指摘事項につき、運営管理の考え方並びに総合事業実施計画書及び事業実施計画書の補足、修正又は変更を行い、速やかに発注者に提出し、承諾を受けなければならないものとする。

- 2 受託者は、当該年度の前年度の6月末までに、運営管理の考え方及び当該事業年度における事業実施計画書に基づき、翌事業年度における事業実施計画書及び翌事業年度から運営期間満了までの期間における事業実施計画書を作成して発注者に提出し、発注者の承諾を受けなければならない。この場合において、発注者は、受託者が事業実施計画書を作成するための一般廃棄物処理実施計画等の必要情報を、受託者に提供するものとする。
- 3 発注者は、受託者が作成した事業実施計画書について、受託者に説明を求めることができるものとする。
- 4 発注者は、受託者の作成した事業実施計画書の内容がこの契約の内容と一致していないとき又は当該不一致について受託者の説明が十分でないとき認めるときは、これを承諾しないことができるものとする。なお、この契約と事業実施計画書の内容に矛盾、齟齬等がある場合は、この契約が優先するものとする。
- 5 受託者は、事業実施計画書に基づき本件業務を行うものとする。
- 6 受託者は、本件業務がこの契約並びに発注者が承諾した事業実施計画書の範囲内において、その裁量により、人員構成、資材の調達方法などを決めることができる。
- 7 発注者は、ごみ処理施策の変更等の事由により、本件施設の一部の運転を実運営期間内に停止、点検又は補修する必要がある場合は、受託者にその旨を通知し、協議の上、当該施設の一部を停止、点検又は補修することができるものとする。この場合、当該施設の一部の停止、点検又は補修により生じた合理的な増加費用及び損害は、発注者が負担するものとする。受託者は、当該変更により、必要に応じ運営管理の考え方及び事業実施計画書を修正又は変更するものとする。

（実績報告書）

第25条 受託者は、本件事業における各業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、発注者に提出等するものとする。なお、実績報告書の様式、記載方法等については、発注者と受託者の協議により定めるものとする。日報、月報及び年報の各提出期限は次に示すとおりとする。

- （1） 日報：原則として、当該日の翌日（岡山市の休日を定める条例（平成元年条例第44号）第1条第1項に定める市の休日の場合は、その翌日）とするが、詳細は発注者との協議によるものとする。
- （2） 月報：当該月の翌月10日以内（翌月の10日が前号の市の休日に当たる場合は、その翌日）

- (3) 年報：当該事業年度終了後10日以内（4月10日が第1号の市の休日に当たる場合は、その翌日）
- 2 発注者は、受託者の提出する前項の報告書について、内容に疑義があると認める場合その他要求水準書に定める業務を適切に実施していないと判断した場合は、受託者に説明を求めることができる。この場合において、発注者は、受託者に対し、受託者が必要と認める範囲又は要求水準書を逸脱しない範囲で、追加資料の提出又は業務の改善措置を求めることができ、受託者は、当該発注者の求めに対し誠実に対応しなければならない。
 - 3 発注者と受託者は、毎月の定例会議を開催し、第1項の受託者の月報の報告のほか、発注者と受託者の本件業務に関する連絡調整を行うものとする。この場合において、受託者は、定例会議の議事録を遅滞なく作成し、発注者へ提出し承諾を得なければならない。
 - 4 受託者は、日報、月報及び年報並びにその他受託者がこの契約に基づき作成する書類について、要求水準書に従って、保管するものとする。

（記録の作成・保存）

- 第26条 受託者は、運転管理操作記録、点検・検査記録、環境保全記録、施設情報など各報告書及びその他受託者がこの契約に基づいて作成する書類について、本件業務の業務委託期間中、これを保存するものとする。
- 2 受託者は、本件業務の業務委託期間の終了後又はこの契約解除後、速やかに前条に規定する報告書等を発注者に引き渡すものとする。

第3節 処理対象物の受入れと処理

（本件施設の運転）

- 第27条 受託者は、この契約、要求水準書及び運営管理マニュアルに従い、本件業務を実施するものとする。
- 2 受託者は、本件施設が別紙3に記載する各運転管理項目及び別紙4に記載する基本性能に関する性能要件等のこの契約に記載する各種の要件を満たし、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、良好な環境を保全するよう適正に本件業務を行わなければならない。
 - 3 受託者は、処理対象物の処理を滞ることなく遂行できるよう、本件業務を実施し、その機能を維持するために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 受託者は、別紙5に記載する計画処理量及び計画性状等に基づき、本件施設の運転業務を実施するものとする。

（運転時間等）

- 第28条 本件施設の運転時間は、1日24時間を原則とする。
- 2 第12条に規定する資格を有する従事者の勤務形態及び運転員等の交替制等については、受託者の判断により決定するものとし、変更があった場合は、速やかに発注者に報告するものとする。

（処理対象物の搬入）

- 第29条 発注者は、別紙5に記載する計画性状を満たす処理対象物を、発注者が収集する可燃ごみ

(以下「収集ごみ」という。)、発注者及び市民等が直接搬入する可燃ごみ及び事業活動に伴う一般廃棄物のうち直接搬入される可燃ごみ(以下「持込ごみ」という。)、発注者の許可業者が搬入する可燃ごみ(以下「許可ごみ」という。)、他自治体から処理の依頼を受けて発注者が搬入を認めた可燃ごみ(以下「他自治体ごみ」という。)、本市の施設から排出される脱水汚泥及びし渣、本市のリサイクル施設から排出される可燃性の選別残さ及びプラスチック資源一括回収後資源化施設から返送される不適物(以下「可燃性残さ」という。)(以下、収集ごみ、持込ごみ、許可ごみ、他自治体ごみ、脱水汚泥、し渣及び可燃性残さを含めて「処理対象物」という。)に区分し、本件施設内に搬入する。

- 2 本件施設への処理対象物の搬入は、発注者の責任と費用により行うものとする。
- 3 受託者は、要求水準書及び技術資料に従い、自らの費用で、発注者により搬入された処理対象物の性状の計測を行うものとする。
- 4 受託者は、処理対象物が本件施設の受入供給設備において受入れ可能な量を超えることが見込まれる場合、発注者に直ちに報告し、対応について協議する。

(処理不適物)

第30条 発注者は、市民等に対して啓発等を行い、処理不適物の混入を未然に防止するよう努めるものとする。

- 2 受託者は、処理対象物に混入した処理不適物について、本件施設のごみ投入ホッパに投入する前に、目視による確認により可能な限り取除くものとし、ごみ投入ホッパに投入した後であっても、処理不適物を選別し排除することが可能であるときは、受託者はこれらの処理不適物の排除を行うものとする。この場合、目視による確認方法の詳細については、第23条に規定する運営管理マニュアルに基づき受託者が作成し、発注者に提出しその承諾を受けたものによる。
- 3 受託者は、前項により排除した処理不適物を発注者の指定する車両等に積み込み、発注者が、発注者の費用と責任で搬出し、処分又は再資源化を行うものとし、受託者はこれに協力するものとする。
- 4 処理不適物の混入が原因で本件施設に故障等が生じ、当該故障等の修理のために費用が発生するときは、受託者がその費用を負担する。ただし、受託者が善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該処理不適物を排除することが出来なかったことを合理的な資料により証明した場合には、発注者が当該費用を負担するものとする。
- 5 この契約において、処理不適物とは、別紙6に定めるものとする。ただし、別紙6に定められていない内容及び品目であっても、発注者又は受託者が本件施設での処理が困難又は不相当である旨の申立てを行い、発注者又は受託者がこれを承諾したものは、処理不適物に含まれるものとする。

(処理対象物の受入れ)

第31条 受託者は、本件施設のごみピット等の受入供給設備において、処理対象物を受入れるものとする。

- 2 受託者は、本件施設の受入供給設備での受入れ可能な量を超える処理対象物が搬入された場合(第40条に規定する場合を除く。)、発注者にその旨を報告するものとする。
- 3 前項に規定する受入れ可能な量を超える処理対象物が搬入されたときは、発注者は、受託者と協議の上、発注者の責任においてこれを保管等の代替措置を講じ、本件施設において受入れ可能となることを待つものとし、受託者は、これに協力するものとする。

4 前項に規定する処理対象物の保管等の代替処理に要する費用は、受託者がその原因が全て不可抗力又は発注者の責に帰すべき事由に基づくことを合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に合意した場合には、次に掲げるとおりとする。ただし、原因及び費用負担について発注者と受託者が合意するまでは、受託者が一時的に前項に規定する処理対象物の保管等に要する費用を全額負担するものとする。

(1) 不可抗力による場合は第71条第1項の規定により発注者及び受託者が、前項に規定する処理対象物の保管等に要する費用を負担する。

(2) 発注者の責に帰すべき事由による場合は発注者が、前項に規定する処理対象物の保管等に要する費用を負担する。

(停止の制限)

第32条 受託者は、定期検査及び各種試験等のために本件施設の運転を停止するときは、2系列を同時に停止することなく、常に1系列を運転できる状態をできるだけ保つよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第33条 地震等の災害時には、受託者は、岡山市地域防災計画に従い、発注者の指示に従い、本件施設の運営管理を行うものとし、前条の規定にかかわらず、処理対象物である災害廃棄物を受入れるものとする。

2 災害廃棄物の受入れ及び処理に基づき発生した増加費用額の負担については、原則発注者の負担とし、発注者と受託者にて協議するものとする。

第4節 本件施設の維持管理

(本件施設の維持管理)

第34条 受託者は、本件施設が別紙3に記載する各運転管理項目及び別紙4に記載する基本性能に関する性能要件等のこの契約に記載する各種の要件を満たすように本件施設の機能を維持し、かつ、要求水準書で発注者が意図する寿命を確保するための適切な維持管理を行うものとする。また、受託者は、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(ごみ焼却施設編) 環境省平成22年3月令和3年3月改訂」に準じ、機器別管理基準を作成し、運用しなければならない。

2 受託者は、全ての点検・検査及び補修並びに更新について、運転の効率性と安定性を考慮して計画するものとする。

3 受託者は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容(機器の項目、頻度等)を記載した点検・検査計画書(年度計画書及び業務委託期間を通じた長期計画書)を作成し、発注者へ提出して、承諾を受けるものとする。また、受託者は、点検・検査の終了後、点検・検査結果報告書を作成し、発注者に報告し、承諾を受けるものとする。

4 受託者は、整備・補修については、補修・修繕計画の年度計画書と長期計画書を、整備・補修計画書として作成し、発注者に報告し、承諾を受けるものとする。なお、年度計画書では、要求水準書の表2-5計画修繕実績(第1期分)及び本件工事の実施内容を踏まえ、計画することとし、長期計画書には、項目、頻度、整備・補修期間を明示するとともに、機器更新を伴う工事については、更新計画書を作成し、発注者の承諾を受けるものとする。

5 受託者が、定められた点検・検査、整備・補修を行っても、設計の契約不適合、経年的劣化等に

よって設備が初期の性能・機能を発揮させることができない場合は、その保全方法を検討し、速やかに改善を図らなければならない。この場合において、受託者は、更新改善計画書を作成し、発注者の承諾を受けるものとする。ただし、設計の契約不適合によるもの場合は、要求水準書に基づき工事受注者が改善に要する費用を負担する。

- 6 第3項の点検・検査及び第4項の整備・補修並びに更新について、受託者は、点検・検査、整備・補修、更新の工事等の開始の14日前までに、発注者に対して工事後の試運転及び確認試験の要領を添えた実施計画書を提出し、発注者の承諾を受けるものとする。ただし、受託者は、第29条に規定する処理対象物の搬入及び第31条に規定する処理対象物の受入れができなくなる行為について行ってはならない。
- 7 発注者又は受託者が必要と認めた場合、発注者と受託者は合意の上、第3項に定める点検・検査計画書、第4項に定める整備・補修計画書及び更新計画書を補足、修正又は変更することができる。この場合、別に合意する場合を除き、委託費を増額又は減額するものではない。
- 8 受託者は、本件施設の補修等については、必要に応じて竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面の写しを発注者に対して提出する。
- 9 受託者は、第4項に規定する整備・補修又は更新が終了したとき、第6項の規定による工事後の試運転及び確認試験の要領に基づき、試運転及び確認試験を行い、発注者の確認を受けるものとする。
- 10 本条に定める点検・検査、整備・補修、更新に要する全ての費用は、特別な定めのない限り、委託費に含まれるものとする。

(大規模修繕工事への対応)

- 第35条 受託者は、業務委託期間中、大規模修繕工事（土木、建築の主要構造物の一種以上について行う過半の修繕及び設備、配線、配管等の全面的な更新並びにプラント設備について設備単位で行う全面的な更新のことをいう。以下同じ。）が発生しないように本件業務を遂行するものとする。
- 2 前項にかかわらず、業務委託期間中、本件業務に関連して大規模修繕工事が必要であると発注者が判断した場合、又は受託者が大規模修繕工事を伴う改良工事を提案した場合には、発注者及び受託者は、当該大規模修繕工事の実施につき協議するものとする。
 - 3 前項の協議に基づき大規模修繕工事を行うことになった場合には、受託者は、速やかに、前条第4項に示す整備・補修計画書（この契約に従い、受託者が作成し、発注者に提出しその承諾を受けたものをいう。以下同じ。）を修正し、発注者に提出しその確認を受け、自らの責任と負担において当該大規模修繕工事を行うものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により当該大規模修繕工事が必要になったことを合理的な資料により受託者が証明した場合及び経年劣化及び摩耗等により、受託者が適切な運営管理を行ったとしても避けられない大規模修繕工事であると発注者及び受託者の協議の上発注者が認める場合は、発注者が当該大規模修繕工事に係る費用（大規模修繕工事に伴い発生する処理対象物の代替処理に係る費用を含む）を負担するものとする。
 - 4 受託者が前項に基づき大規模修繕工事を行う場合には、第34条第8項の規定を準用する。
 - 5 本条の規定は、第17条の規定の適用によるものには適用しない。

第5節 検査・計測等

(受託者による検査)

第 36 条 受託者は、要求水準書、運営管理マニュアル及び事業実施計画書に基づき、本件施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、関係法令等に定める計測・検査及びその他受託者が必要と認める検査を行う。

2 受託者は、前項の検査を行ったときは、検査の結果を遅滞なく発注者に報告する。

(本件施設に係る計測)

第 37 条 受託者は、実運営期間中、自らの費用負担において、この契約、要求水準書及び運営管理マニュアル、事業実施計画書に従い、自ら又は専門第三者機関に委託することにより、本件施設に係る計測を実施する。

2 受託者は、別紙 7 に記載する各種の計測項目について、別紙 7 に記載する計測頻度により前項の計測を実施しなければならない。受託者は、測定開始予定日 14 日前までに、当該計測の実施を発注者に通知し、発注者が実施する業務に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。当該計測にあたり、発注者は事前に通知の上、立ち会うことができる。

3 発注者は、前項の計測について、計測項目のいずれかの測定値が本件施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合、受託者に計測頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、発注者が測定値及びこの契約に応じて決定できるものとする。

4 受託者は、別紙 4 に基本性能に関する性能要件として示されている項目で、要求水準書、この契約書に記載する計測項目にあげられていないものについては、自ら必要と認めた場合又は発注者が合理的に要求する場合、自らの費用により、計測を実施し、その結果を速やかに発注者に報告しなければならない。

(施設基準値等に係る対応)

第 38 条 第 19 条に規定する発注者が行う計測及び第 37 条に規定する受託者が行う計測の結果、本件施設の事態状況が別紙 8 に記載する本件施設の性能未達に当たることが明らかになった場合又はその懸念があると判断される場合、受託者は、別紙 8 の規定に従い、適切な対応を行うものとする。

(基本性能に関する性能要件の未達)

第 39 条 第 19 条、第 37 条及び前条に規定する発注者又は受託者が行う計測及び検査、運営モニタリング等の結果、別紙 4 の基本性能に関する性能要件が達成されないことが判明した場合、発注者又は受託者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受託者は、次条の規定により、原因の究明に努め、基本性能に関する性能要件を満たすよう、本件施設の補修、本件業務の改善等を行わなければならない。

2 前項の場合、発注者は、必要と認めるときは、受託者に本件施設の全部又は一部の運転の停止を指示することができる。

第 6 節 性能未達時の対応

(性能未達時の対応)

第 40 条 第 38 条に基づく受託者及び発注者の測定分析等の結果、施設基準値及び法規制値が達成さ

れていないこと及び第39条に基づく基本性能に関する性能要件が達成されていないこと（以下「施設基準値未達事態」という。）が判明した場合には、受託者は、要求水準書2-4-4.に定めるところに従い、速やかに対処するものとする。

- 2 前項に定めるほか、本件施設の実運営期間中、本件施設の不稼働、処理能力の低下、運転停止（事業実施計画書に基づくものを除く。）の事態（以下「処理性能未達事態」という。）又は本契約等の不履行による事態及び要求水準を満たすことができない事態（以下「本契約等未達事態」といい、施設基準値未達事態、処理性能未達事態と併せて、以下「性能未達事態」という。）が生じた場合、受託者は直ちに当該性能未達事態に至った原因の分析を行い、発注者に報告するものとし、当該性能未達事態の解消に向けた必要な措置を講じるものとする。この場合、受託者は、発注者の求めに応じ、発注者が判断を行うための専門的知見の付与に努めなければならない。
- 3 第2項の場合、発注者の受託者に対する固定費の支払いについては、発注者が当該性能未達事態の発生日と認めた日から30日（ただし、同期間中に計画停止が実施される場合には、当該計画停止期間を除くものとする。以下本条において同じ。）以上継続したとき又は30日を超えるものと発注者が判断したときには、発生日から発注者が当該性能未達事態が解消されたと判断した日まで、10パーセントの減額を行う。ただし、当該性能未達事態の解消に向けて受託者が速やかに対処しないときは、30日を超えない範囲であっても、減額等の措置を行うものとする。
- 4 性能未達事態の原因が、受託者の責めに帰すべき事由以外の事由に基づくことについて、受託者が合理的な資料等により証明した場合、受託者は発注者に対し、前項に基づき減額された金額につき支払いを求めることができるものとする。
- 5 第2項により、処理対象物全量の受入ができない状態に陥った場合、発注者及び受託者は、当該性能未達事態が解消されるまでの間、本件施設で処理ができない処理対象物を次の各号のとおり処理するものとする。
 - (1) 本件施設の入受供給設備に受入れの余地がある場合、受託者は最大限受入れ、当該性能未達事態が解消されるのを待つこと（以下「仮置」という。）とする。
 - (2) 性能未達事態が発生日から30日以上継続した場合又は性能未達事態が30日を超えるものと発注者が合理的に判断した場合には、発注者は、第1号の定めにより、仮置している処理対象物の処理について、適用ある関係法令等に違反しない限りにおいて、第三者に委託することができるものとする。

（事故防止等臨機の措置）

第41条 事故防止等臨機の措置については、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、事故、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、受託者は、緊急やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ発注者の意見を聴くものとする。
- (2) 受託者は、前号に規定する臨機の措置の内容を、発注者に速やかに報告するものとする。
- (3) 発注者は、事故、災害防止その他本件施設の運転を行う上で、特に必要があると認めるときは、受託者に対して、臨機の措置を執ることを求めることができるものとする。
- (4) 受託者が第1号又は前号の規定に基づき臨機の措置を執った場合において、受託者が当該措置に要した費用を負担する。ただし、当該措置が不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由に基づくことを受託者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に合意した場合は、次のとおりとし、原因及び費用負担について発注者と受託者が合意するまでは、受託者が一時

的に当該措置に要した費用を全額負担するものとする。

ア 不可抗力による場合は、第 71 条第 1 項の規定により発注者及び受託者が、当該措置に要した費用を負担するものとする。

イ 発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者が、当該措置に要した費用を負担するものとする。

(費用負担)

第 42 条 性能未達事態が生じた場合、処理対象物の代替施設（発注者の関連施設を除く）への搬入及び当該代替施設における処理に係る費用、性能未達事態の解消のための補修又は更新に係る費用その他の追加費用は、受託者がこれを負担するものとする。なお、発注者の関連施設へ搬入し処理を行った場合においても、発注者に損害が生じた場合は、その追加費用について受託者に請求できるものとする。ただし、受託者が、当該性能未達事態が生じた原因が、受託者の責めに帰すべき事由以外の事由によることを資料等により証明した場合、受託者は、発注者に対し、当該追加費用を請求することができる。

(裁定機関の設置と裁定)

第 43 条 第 31 条第 4 項、前条に規定する費用負担に係る帰責者と責任割合等について、発注者と受託者の双方に疑義が生じた場合は、裁定機関を組織し、裁定機関においてその裁定を行うものとし、裁定機関において帰責者とされた当事者は、原則として、裁定機関の裁定結果に従うものとする。

2 前項に規定する裁定機関は、発注者、受託者、工事受注者、本件事業に関して学識を有する者、その他当事者が必要と判断し当事者間で合意した第三者により構成する。

3 第 1 項に規定する裁定機関では、必要に応じて、性能未達事態の発生の原因究明のために必要な情報の収集調査及び分析、対応方法並びに性能未達事態の発生の帰責者、帰責割合、支払額及び支払方法等について、答申を求めることができるものとする。

4 裁定機関の庶務は、発注者が担い、裁定機関の裁定に必要な資料作成、調査、測定、分析、その他必要な費用の負担は、要求水準書に従い工事受注者又は受託者が負担する。

第 7 節 焼却残さ等

(焼却残さの資源化)

第 44 条 本件施設での処理によって発生する、焼却残さの取扱いは、要求水準書に従い、次のとおりとする。

(1) 焼却残さについては、発注者が要求水準書に定める資源化手法によりその全量を有効利用する。

(2) 受託者は、焼却残さの有効利用を図るための性状管理を行うものとし、焼却残さの有効利用に資するための性状及び品質の維持に係る責任の一切を有するものとする。

2 前項に規定する焼却残さの有効利用を行うに当たり、発注者が行う資源化事業者との処理委託の契約については、要求水準書に従い、次のとおりとする。

(1) 発注者は、発注者を委託者、資源化事業者を受託者とした契約を別に締結し、委託費用を負担する。

(2) 資源化事業者については、発注者が選定し、受入基準については発注者が選定した資源化

事業者の基準によるものとする。

- (3) 資源化事業者への焼却残さ運搬の委託についても第1号に準じて発注者が行うものとする。ただし、磁選物の資源化事業者への運搬については、受託者が行うものとする。
- 3 受託者は、前項第2号の受入基準を満たさない焼却残さについて次に掲げる事項に従って、発注者が指定する最終処分場において埋立処分を行うものとする。
- (1) 受託者は、発注者が指定する最終処分場での埋立処分するための処理費用及び運搬費用を負担する。
 - (2) 受託者は、焼却残さを最終処分するに際しての関係法令、公害防止基準等を満たすための手段及び処理について責任の一切を有するものとする。
 - (3) 受託者は、資源化事業者の受入基準を満たさない焼却残さが排出された事由が自らの責めによらないことを、自らが合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に合意した場合、第1号に規定する費用負担を免除されるものとし、また、前号による最終処分場の受入基準を満たすために自らが行った手段及び処理に要した追加的な費用を発注者へ請求することができる。

(焼却残さの場内一時貯留)

第45条 受託者の責によらない事由により、焼却残さを資源化企業へ運搬ができない場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、本件施設内の貯留施設で焼却残さの一時貯留を行い、資源化事業者への運搬又は受入れが再開するのを待つ。
- (2) 受託者は、資源化事業者への運搬又は受入れが再開した場合、焼却残さの資源化事業者への搬出を再開する。
- (3) 焼却残さが、貯留施設の貯留容量を超えた場合は、発注者と受託者の協議の上、発注者が認めた場合は受託者が発注者の最終処分場へ搬送し、発注者が最終処分を行い、資源化事業者への運搬又は受入れが再開するのを待つ。
- (4) 前号の場合、受託者は、焼却残さの性状がそれぞれごとに最終処分場の受入基準を満たすための手段、処理について責任の一切を有するものとする。
- (5) 第3号に規定する最終処分を行う場合、最終処分場への運搬費用等に要する追加的費用については発注者が負担する。

(その他資源化物、処理不適物の処理等)

第46条 本件施設における処理対象物の処理によって発生する、金属類等の資源化物及び処理不適物の取扱いは、要求水準書に従い、次のとおりとする。

- (1) 受託者が焼却残さから選別した金属類については、要求水準書に定める方法により、受託者が貯留設備へ移送する。
- (2) 別紙6に記載する処理困難ごみ及び岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成6年条例第32号)第23条に規定する「適正処理困難物」に相当する処理不適物の処理処分については、発注者の責任と負担で行う。受託者は、第30条第5項に規定する処理不適物から処理困難ごみ及び適正処理困難物を選別するものとし、発注者又は発注者が指定する事業者等に引き渡す。

第8節 余熱利用設備の運転

(発電設備の運転)

第47条 受託者は、この契約、要求水準書、技術資料、運営管理マニュアル及び事業実施計画書等に従い本件施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電を行うものとする。

- 2 受託者は、当新田事業所等に対して、必要量に応じて、自ら発電設備の運転により生じた電力又は自らが調達した電力を供給するものとする。
- 3 発注者は、余剰電力(本件施設で発電された電力のうち本件施設の自己使用分及び当新田事業所等への供給分を除いた電力をいう。以下同じ。)を第三者に対して販売することができる。この場合において、余剰電力の売電による収入は、発注者に帰属するものとする。
- 4 前項における第三者に対する余剰電力の販売に係る契約は、発注者が第三者との間で契約当事者として締結するものとする。

(余熱供給設備の運転と余熱の取扱い)

第48条 受託者は、要求水準書に従い、本件施設を運転することにより発生する余熱をコート岡山南(以下「余熱利用施設」という。)に供給するものとする。

- 2 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により、余熱利用施設に余熱を供給しなかったとき又は供給した余熱がこの契約書に規定された熱量に満たないときは、受託者が余熱利用施設の運営に必要な燃料費用支払いの責任を負うものとし、支払方法は発注者の指定する方法によるものとする。
- 3 別紙10に記載する余熱利用施設への供給条件(以下「本件計画供給熱量」という。)にとどまっている限り、発注者又は受託者は、余熱利用施設等への電気供給量、熱供給量の変動を理由とした委託費の変更は行わない。ただし、第49条第3項、第50条第1項及び第4項の場合は、この限りではないものとする。
- 4 1年度における余熱利用施設への供給熱量が本件計画供給熱量の範囲を逸脱する場合において、本件計画供給熱量の範囲を逸脱した熱供給に要した費用の増加分又は減少分については、発注者又は受託者は、当該年度の最終月において精算を行うものとする。
- 5 余熱利用施設への熱供給において計画全炉停止日(最大で16日間とする。)を超える供給停止があった場合は17日目以降について、又は計画全炉停止日以外の連続15分以上の供給停止があった場合、受託者が余熱利用施設への燃料費用支払いの責任を負うものとし、支払方法は発注者の指定する方法によるものとする。ただし、受託者が事業実施計画書に基づき本件施設を運転し、当該熱供給に関して必要な措置を講じていたことを立証した場合は、当該責任を免れるものとする。
- 6 余熱利用施設以外に供給先が発生した場合は、別途協議するものとする。

第9節 ごみ質及び計画処理量

(ごみ質)

第49条 発注者は、処理対象物のごみ質が別紙5に記載する計画性状(以下「本件計画性状」という。)の範囲内のごみ質を確保するべく努力する。

- 2 本件施設に搬入される処理対象物のごみ質が本件計画性状の範囲内にとどまっている限り、発注者又は受託者は、処理対象物のごみ質の変動を原因とする委託費の見直しその他費用の負担を

請求することはできない。

- 3 1年度の本件施設に搬入される処理対象物のごみ質が本件計画性状の範囲を逸脱する場合において、本件計画性状の範囲を逸脱したごみ質の処理対象物の処理に要した費用の増加分又は減少分について、当該年度の最終月において精算を行うことを請求できるものとする。
- 4 本条でいう「本件計画性状の範囲」とは、次のとおりとする。
 - (1) 別紙5の表3-1に示す項目のうち低位発熱量については正規分布に基づく発生頻度を考慮した範囲をいう。
 - (2) 別紙5の表3-1に示す項目のうち三成分については同表に示された値（一定の幅で示してあるものについては、その範囲とする。）とする。
 - (3) 別紙5の表3-1の単位容積重量に示す項目については、同表に示された値をいう。ただし、同表の元素組成及び可燃分の低位発熱量に示された値は、参考値とする。
- 5 第3項の本件計画性状の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した増加費用又は減少費用とは処理対象物の性状が本件計画性状の範囲を逸脱したために要した追加的な費用又は減少した費用をいう。
- 6 1年度の本件施設に搬入された処理対象物の量が第50条に規定する本件計画ごみ量の範囲内にとどまっている限り、前項に示した項目以外の処理対象物のごみ質に関する項目及び処理対象物の量の変動による委託費の算出条件の見直しは行わない。
- 7 本件施設に搬入された処理対象物の性状が本件計画性状の範囲内か否かについては、1年度を単位として年間を通したデータをもとに総合的に判断することとし、当該判断に必要なデータの収集、検査等は、全て受託者の費用において実施するものとする。
- 8 前項のデータの収集、検査等の具体的な実施方法、実施頻度等は、要求水準書又は受託者の提案に基づき、発注者と協議して定めるものとする。
- 9 受託者は、前項で得られたデータ及び検査結果等を、発注者と受託者が協議して定める頻度及び内容で、発注者に報告しなければならない。

(計画処理量)

- 第50条 1年度の本件施設に搬入される処理対象物の量が、計画処理量の範囲を逸脱する場合において、計画処理量の範囲を逸脱した量の処理対象物の処理に要した費用の増加分又は減少分について、当該年度の最終月において精算を行うことを請求できるものとする。
- 2 計画処理量は、年間当たり59,000トンの基本とする。本条でいう「計画処理量の範囲」とは、搬入される処理対象物の量が年間当たり最大64,490トンの範囲で変動することをいう。
 - 3 第1項でいう計画処理量の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した増加費用又は減少費用とは処理対象物の量が計画処理量の範囲を逸脱したために要した追加的な費用又は減少した費用をいう。
 - 4 本件計画性状の範囲及び計画処理量の範囲を共に逸脱したときの対応は、前条及び本条の規定に準じた方法により、発注者と受託者が協議して定める。

(計画処理量又はごみ質の変動により基準値を遵守できない場合)

- 第51条 処理対象物のごみ質が本件計画性状の範囲から大幅に逸脱し、又は処理対象物の量が計画処理量の範囲から大幅に逸脱した場合において、受託者が基本性能に関する性能要件を遵守することが困難である旨の申立てを発注者に対して行ったとき、発注者は、基本性能に関する性能要件

を遵守することが困難であるかどうかについて確認する。

- 2 発注者が前項の確認を行い、受託者の申立てが合理的であると認めた場合、発注者は、新たに自ら適当と認める方法により計画ごみ質又は計画処理量を算出し、受託者と協議の上、基本性能に関する性能要件を満たすための本件施設の改造の要否及び改造の方法等について決定する。発注者は当該工事を第三者に発注できるものとし、受託者は発注者が発注業務を行うための情報提供を行う。
- 3 前項の協議によって決定された本件施設の改造の内容及び改造費用が合理的な範囲であると客観的に判断されるときは、当該改造費用は、発注者が負担する。

第3章 委託費の支払い

(委託費の支払い)

第52条 発注者は、受託者に対して、本件業務の業務委託期間中、次条から第56条までの規定により本件業務の対価として委託費を支払うものとする。

(委託費の内訳)

第53条 委託費は、業務委託期間にわたる計画処理量に基づく総額の概算として、金[] 0円] (消費税及び地方消費税含む) とする。その内訳は、別紙9に規定されるとおりとする。なお、変動費については、処理対象物の処理量(委託費の算定に用いる処理量とは、本件施設の計量機において計量した搬入量とする。以下本条及び次条において同じ。)に応じて算出されるものとするが、固定費については処理量の変動にかかわらず変動しないものとする。

(支払方法)

第54条 前条に規定する委託費は、別紙11に記載する支払方法により支払われるものとする。なお、固定費については、本件施設の運転停止の場合でもこれを支払うものとし、第40条の減額に従う。

- 2 発注者は、委託費の支払対象期間における受託者の履行の全部が検査に合格するまで、当該対象期間内の委託費の全てを支払わないものとする。
- 3 受託者は、別紙11に記載する履行の検査方法により、委託費の支払対象期間内の履行について、発注者の検査を受けるものとする。
- 4 受託者は、前項に規定する発注者の検査を受け、これに合格したときは、委託費の支払いを請求することができる。
- 5 発注者は、前項に規定する受託者の請求を受けた日から30日以内に委託費を支払わなければならない。

(物価上昇率等の変動要素を委託費に組み込む方法)

第55条 本件業務の業務委託期間中、物価上昇率等の社会経済状況の変動要素を第52条に規定する委託費に組み込むものとする。委託費に組み込む方法については、業務委託期間中の毎年度、別紙12に記載する方法により算定し委託費を見直すものとする。

(租税)

第 56 条 委託費には、租税費用（委託費に係る消費税及び地方消費税）が含まれるものとする。

第 4 章 条件の変更

(条件変更)

第 57 条 受託者は、本件業務を行うに当たり、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 函面、要求水準書（これに対する質問回答書を除く。）、要求水準書に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 要求水準書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書の表示が明確でないこと。
 - (4) 要求水準書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 要求水準書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いのもと、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合は、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、要求水準書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により要求水準書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、委託費を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書等の変更)

第 58 条 発注者は、前条第 4 項の規定及び第 17 条に規定する新技術等を導入する場合によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書又は業務に関する指示（以下本条において「要求水準書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは委託費を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等の変動要素による委託費の見直し)

第 59 条 固定費及び変動費の算定根拠である単価並びに算定式について、第 17 条第 4 項、第 55 条、第 57 条第 5 項、前条の規定による委託費の変更、想定外の社会経済状況の変動要素が発生した等の場合には、発注者と受託者は速やかに協議を行い、単価及び算定式の見直しを検討するものとする。この場合において、当該協議は、発注者又は受託者からの申込みにより実施されるものとし、

発注者又は受託者からの申込みを受けた場合、相手方の受託者又は発注者は誠意をもって協議に応じるものとする。当該協議において、委託費の変更が必要な場合には、まず発注者と受託者が委託費の積算方法（委託費の基礎となる単価及び算定式をいう。以下本条において同じ。）について合意するものとし、合意された積算方法に基づいて委託費の増額又は減額が相当と発注者受託者双方が認める場合には、委託費の増額又は減額を委託費に反映させるよう改めて協議を行うものとする。

- 2 前項の場合のほか、ごみ処理体系に関する施策の根本的な変更、発注者による処理対象物の変更等を要する事態が生じた場合、発注者と受託者は速やかに協議を行い、単価及び算定式の見直しを検討するものとする。当該協議は、発注者又は受託者からの申込みにより実施されるものとし、発注者又は受託者からの申込みを受けた場合、相手方の受託者又は発注者は誠意をもって協議に応じるものとする。当該協議において、委託費の変更が必要な場合には、まず発注者と受託者が委託費の積算方法について合意するものとし、合意された積算方法に基づいて委託費の増額又は減額が相当と発注者受託者双方が認める場合には、委託費の増額又は減額を委託費に反映させるよう改めて協議を行うものとする。

第5章 特許権等

（特許権等）

第60条 受託者は、受託者が本件施設を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用権（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。

- 2 受託者は、委託費には、前項の特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに第5項の規定に基づく成果物及び本件施設の発注者による使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。
- 3 発注者は、発注者が受託者に実施又は使用をさせる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受託者に請求しない。
- 4 発注者がこの契約に基づき受託者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。
- 5 発注者は、成果物（ただし、受託者が提出したものに限る。以下同じ。）及び本件施設について、それらが著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

（著作権の利用等）

第61条 成果物が著作物に該当する場合において、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、著作権法の規定に従い、受託者又は発注者及び受託者の共有に属する。

- 2 受託者は、成果物について、発注者の裁量により本件業務及び本件施設の運営に付随し、又は関連する目的の範囲内で自由に利用する権利及び権限を発注者に対して付与し、又は当該成果物の著作権者である第三者（ただし、発注者が受託者に提供した著作物の著作権を除く。）をしてこれ

を付与せしめ、これにより、発注者は、当該成果物について、発注者の裁量により本件業務及び本件施設の運営に付随し、又は関連する目的の範囲内で自由に利用する権利及び権限を所得する。発注者の利用態様には、以下に掲げる利用態様が含まれるが、これらに限定されない。

- (1) 著作者名を表示せずに、成果物の全部若しくは一部又は本件施設の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し、又は発注者が指定する第三者をして公表させ若しくは広報に使用させること、若しくは発注者が指定する第三者が公表又は広報に使用すること。
 - (2) 成果物の全部若しくは一部を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、成果物及び本件施設の複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること、又は発注者の委託する第三者をして当該行為を行わせしめること。
 - (4) 本件施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本件施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 3 受託者は、成果物に関して、著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定された権利を行使せず、又は成果物に関連して著作者である第三者（ただし、発注者が受託者に提供した著作物の著作者を除く。）をして、これを行使させてはならない。
- 4 受託者は、次に掲げる行為をしてはならず、成果物に関連して著作者である第三者（ただし、発注者が受託者に提供した著作物の著作者を除く。）をして、当該行為を行わせてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合には、この限りではない。
- (1) 成果物の全部又は一部の内容を公表すること。
 - (2) 成果物の全部又は一部に関して、受託者又は発注者以外の第三者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物の全部又は一部を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

（著作権の譲渡禁止）

第 62 条 受託者は、自らの成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又はその他の処分をせず、又は成果物に関連して著作者である第三者（ただし、発注者が受託者に提供した著作物の著作者を除く。）をして、成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又はその他の処分を行わせてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合には、この限りではない。

（著作権の侵害防止）

第 63 条 受託者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

- 2 受託者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、若しくは必要な措置を講ずるものとする。

第 6 章 リスクの負担等

（所有権）

第 64 条 本件施設の所有権は、本件工事の対象の如何に関わらず、発注者に属する。また、施設の

更新等を行った場合においても施設の所有権は、発注者に属する。

(受託者の注意義務)

第 65 条 受託者は、発注者が所有権を有する本件施設及び同施設に存する資材、建造物等（ただし、本件業務に係る諸室及び工場部分、付帯施設と敷地内外構施設に限る。）及びその他一切の搬入物の保存及び保管について責任を負うものとする。

(苦情等への対応及び解決)

第 66 条 発注者は、本件業務に関する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申立等については、地方公共団体として果たすべき責任及び費用において、これらの対応及び解決を図るものとする。この場合において、受託者は、当該事態に対して発注者が行う対応及び解決について、誠意を持って協力しなければならない。

- 2 受託者は、この契約に基づき、住民の信頼と理解及び協力が得られるよう本件業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により、本件業務に関する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申立等が発生した場合、受託者の責任及び費用において、これらの対応及び解決を図るものとする。

(財物の滅失、毀損、人身傷害及び補償)

第 67 条 受託者は、その故意又は過失若しくは法令違反又は受託者の責に帰すべき事由によるこの契約の不遵守によって、発注者又は第三者に対して人的又は物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

- 2 受託者は、本件業務に関して、発注者が第三者から国家賠償法に違反することによる損害賠償の請求を受けた場合、受託者に当該業務について帰責事由が認められるときは、発注者の被った損害又は発注者が支払った費用その他の金額（発注者の支払った弁護士費用を含む。）を、発注者の請求に基づき直ちに全て補償するものとする。この場合において、発注者は、発注者の被る損害又は費用を最小限にするよう努めるものとする。
- 3 発注者が本件施設の停止又はこの契約で規定された性能を満たさないで運転される等の性能低下により法令違反又は発注者が当事者である契約に従って、第三者に対して損害賠償、違約金等を負担する場合において、受託者に当該業務について帰責事由が認められるときは、受託者は、発注者の被った損害又は発注者が支払った費用その他の金額（発注者の支払った弁護士費用を含む。）を、発注者の請求に基づき直ちに全て補償するものとする。この場合において、発注者は、発注者の被る損害又は費用を最小限にするよう努めるものとする。
- 4 本件業務を行うに当たって通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、本件業務を行うに当たって受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものに係る賠償額については、受託者が負担する。
- 5 発注者は、その故意又は過失若しくは法令違反又は発注者の責に帰すべき事由によるこの契約の不遵守によって、受託者又は第三者に損害を生じさせたときは、これを全て賠償するものとする。

(保険)

第 68 条 受託者は、第 7 条第 3 項に規定する実運営期間を開始する日の前日までに、要求水準書又は技術資料に従い、別紙 13 に定める保険に加入し、実運営期間中において当該保険を維持又は継続して加入しなければならない。

- 2 受託者は、前項に定める保険に加入後、速やかに当該保険に係る証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、その写しを発注者に提出しなければならない。
- 3 受託者は、第 1 項の規定による保険請求事務を行うものとし、発注者は、必要な支援を行うものとする。
- 4 発注者は、本件施設の所有者として要求水準書に従い保険に加入する。この場合において、発注者は、当該保険に係る保険請求事務を行うものとし、受託者は必要な支援を行うものとする。

(法令等変更)

第 69 条 法令等の変更により本件業務の委託内容を変更する必要がある場合には、受託者の求めに応じて、発注者は、必要な範囲内において、当該委託内容を変更することができる。この場合、当該委託内容の変更が費用の増減を生じさせるときには、発注者と受託者とは、当該増加費用の負担及び支払方法又は増減を反映した委託費の改定について、速やかに協議するものとする。

2 当該法令等の変更に係る変更後の法令等の施行日までに前項後段の規定による協議が調わない場合には、法令等の変更により生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の各号のいずれかに該当する場合には発注者が負担するものとし、それ以外の法令等の変更によるものについては受託者が負担するものとする。ただし、次条の規定に基づいて本契約を終了させる場合は、この限りではない。

(1) 本事業に直接関係する法令等の変更

(2) 消費税に関する法令等の変更

(3) 法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令等の変更（ただし、受託者に対して外形標準課税が適用されることになった場合において、当該適用により生じる増加費用及び損害は、すべて受託者が負担するものとする。この場合、外形標準課税とは、法人事業税について、所得基準に加えて、付加価値や資本金額等の外形基準によって課税する課税方法をいう。）

- 3 前項の規定により発注者の負担を生じるべき場合において、当該増加費用及び損害の支払いについては発注者と受託者の協議によるものとする。
- 4 第 2 項の規定に基づいて発注者に増加費用の負担が生じた場合には、委託費の改定により賄うものとし、その詳細は発注者と受託者が協議して定める。

(不可抗力)

第 70 条 受託者は、不可抗力によりこの契約に基づく義務の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。受託者は、通知日以降において当該不可抗力の事由が止み、この契約の履行の続行が可能となるときまで、この契約上の履行期日における履行義務（金銭債権の履行義務を除く。）を免れるものとする。この場合において、受託者は、当該不可抗力により発注者に発生する損害を最小限にするよう努めるものとする。

2 発注者は、受託者が前項に基づき履行義務を免れた場合でも委託費のうち固定費の支払いを免れることはできない。ただし、受託者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れたと認められる費用については、当該費用相当額を固定費から減額することができる。

- 3 発注者は、第1項の通知を受けたときは、不可抗力発生に係る対処方法、本件業務の継続、委託内容の変更、損害額、追加的費用等について、受託者と協議しなければならない。
- 4 受託者は、前項の協議に誠実に対応するものとする。
- 5 第3項の協議において、協議開始の日より60日以内に調わないときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(不可抗力による負担)

- 第71条 不可抗力が生じた場合において、本件業務につき、損害額及び追加的費用の合計額が、1年度につき、年間の委託費(固定費と変動費の総額。変動費は、計画処理量に基づいて算出する。)の100分の1に至るまでは、受託者が当該損害額及び追加的費用を負担するものとし、これを超える額については、発注者が負担する。
- 2 発注者及び受託者は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

第7章 契約の終了

(本件業務終了後の対応)

- 第72条 発注者は、業務委託期間終了日の36か月前から、本件施設の継続運営についての検討を開始するものとし、受託者は、検討に際して発注者に協力する。

(業務委託期間終了時の明渡し条件)

- 第73条 受託者は、業務委託期間終了時に、要求水準書の定めに従い、本件施設を発注者に明け渡す。
- 2 受託者は、要求水準書に基づき、新たに本件施設の運営管理業務を実施する者に対し、業務委託期間中に最長3か月の運転教育を行わなければならない。
 - 3 業務委託期間終了後2年の間に、本件施設に関して受託者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書の未達成が発生した場合には、受託者は、自らの責任及び費用において改修等必要な対応を行わなければならない。
 - 4 明渡し時のその他の条件は、発注者と受託者の協議により定める。

第8章 契約の解除

(猶予期間)

- 第74条 発注者は、この契約に特に定めがある場合のほか、受託者がこの契約に従った本件施設の運転ができなくなったとき、その他この契約に従った義務の履行ができなくなったときは、当該債務不履行から60日以内に債務不履行の治癒又は改善等が行われる見込みがないと合理的に判断される場合を除き、債務不履行の治癒又は改善等のために、受託者に最長60日の猶予期間を与えるものとする。

(契約不適合責任)

第 75 条 発注者は、受託者に対して本件業務の施行がこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務の施行の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託費の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託費の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、第 3 1 条の規定による委託目的物の所有権移転の日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

5 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

6 発注者が第 4 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

7 発注者は、第 4 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

8 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

9 民法第 6 3 7 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

10 発注者は、委託目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 4 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

11 引き渡された委託目的物の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第 76 条 発注者は、委託が完了するまでの間は、次条又は第 78 条の規定によるほか、必要があると

きは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 77 条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 業務委託期間内に契約の履行をしないとき、又はその履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の履行に当たり監督員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法令、岡山市契約規則又はこの契約に違反したとき。
- (4) 正当な理由なく、第75条第1項の履行の追完がなされないとき。

- 2 発注者は、本件施設の運転が停止状態に陥った場合においては、受託者に対して運転再開までに 60 日の猶予期間を与えるものとし、当該猶予期間内に受託者が運転停止状態から回復できなかったときは、この契約を解除することができるものとする。ただし、発注者は、本件施設の運転が停止状態に陥った場合において、受託者が再び事業を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるときは、猶予期間を与えることなく、この契約を解除することができる。

(発注者の催告によらない解除権)

第 78 条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託費債権を譲渡したとき。
- (7) 第80条又は第81条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、支店又は委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力

団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

ク 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に届け出なかったとき。

(9) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

(10) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

(11) 発注者から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第79条 第77条第1項各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第80条 受託者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第81条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の内容を変更したため、契約金額が3分の1以下に減少したとき。

(2) 契約の履行の中止期間が業務委託期間の2分の1を超えたとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第82条 第80条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除等の通知)

第83条 契約の解除等の通知をするときは、書面により遅滞なく行わなければならない。

(契約解除に伴う措置)

- 第 84 条 発注者は、この契約が解除された場合において、必要があると認めるときは、既済部分を検査の上、これに相当する委託費を受託者に支払わなければならない。ただし、違約金等を徴収するときは、支払金はこれと差し引き精算することができる。
- 2 この契約の解除に伴う措置の期限、方法等については、契約の解除が第77条、第78条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第76条、第80条又は第81条の規定による場合は発注者及び受託者が協議して定めるものとする。この場合において、発注者は、受託者の協議及び立会い等が得られないときは、相当と認める関係人をもってこれに代えることができる。
- 3 受託者は、第 76 条、第 80 条又は第 81 条の規定に基づきこの契約の全部を解除されたときは、本件施設を現状のまま発注者に返還するものとする。ただし、発注者が求める場合、受託者は、本件施設を別紙4に記載する基本性能に関する性能要件を保持しかつ継続して運転可能な状態（以下「継続して運転可能な状態」という。）にして、発注者に返還するものとし、この場合に要する費用は、全て発注者の負担とする。また、発注者が求める場合、速やかに、新たに本件施設の運営管理業務に従事する者に対して運転員の教育及び訓練を行うものとし、この場合に要する費用についても、全て発注者の負担とする。なお、受託者は、発注者に対して、受託者の責任と費用において、受託者が本件業務に活用した要領又は申し送り事項その他の資料を提供するほか、本件業務の引継ぎに必要な協力を行うものとする。
- 4 受託者は、第 77 条、第 78 条又は次条第3項の規定に基づきこの契約を解除されたときは、自らの負担において、本件施設を継続して使用可能な状態にして、発注者に返還するものとし、また、必要に応じて、速やかに、新たに本件施設の委託業務に従事する者に対して運転員の教育及び訓練を行い、受託者が本件業務に活用した要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行うものとする。
- 5 受託者は、第 77 条第2項の規定によりこの契約を解除されたときは、運転停止の原因の全部又は一部が発注者の責に帰すべき事由によるものである場合、その責任の割合に応じて受託者の被る損害（逸失利益を含む。）の補償を発注者に請求することができる。運転停止の原因が不可抗力によるものであることを受託者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に合意した場合には、発注者は、受託者と協議の上、この契約の解除に伴って受託者に発生する費用のうち、やむを得ないものと認めるものについて補償するものとし、解除の精算金として支払う。これらの場合においては、第3項の規定を準用し、それ以外の場合においては、前項の規定を準用する。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第 85 条 発注者は、受託者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第77条又は第78条（第11号を除く。）の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 発注者は、第2項の規定により支払われた金額が契約解除により発注者に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を受託者から徴収することができる。
- 6 第2項の場合（第78条第6号及び第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 7 第1項第1号の場合においては、発注者は、契約金額から既済部分又は既納物品に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（受託者の損害賠償請求等）

- 第86条 受託者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第80条又は第81条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第52条の規定による委託費の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

- 第87条 受託者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、この契約による契約金額の100分の20に相当する額を発注者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。
- (1) 公正取引委員会が、受託者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、受託者の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき発注者が受託者に賠償請求することを妨げるものではない。
- 3 受託者が第1項の規定に基づく損害賠償金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、発注者はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払いをする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受託者から徴収する

ものとする。

4 第1項の規定に該当する場合においては、発注者はこの契約を解除することができる。

第9章 補則

(遅延利息)

第88条 発注者及び受託者は、この契約に基づく委託費又は賠償金、損害金、補償金の支払いを遅延した場合には、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができるものとする。

(秘密保持義務)

第89条 発注者及び受託者は、この契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持するとともに、責任をもってこれを管理し、この契約の履行以外の目的で当該秘密情報を使用してはならず、この契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、発注者又は受託者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び受託者が、この契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受託者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、当該事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者若しくは受託者又はその双方と守秘義務契約を締結した発注者のコンサルタントに開示する場合及び受託者の下請企業に開示する場合
- (5) 発注者が本件業務に関する業務を受託者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合、又は当該第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

(個人情報の保護)

第90条 委託内容が個人情報を含むものである場合は、受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務を開始する際に、業務の従事者に業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないことを誓約した書類を作成させ、この書類を発注者へ提出すること。

- (2) 業務の実施に必要な関係資料(以下「関係資料」という。)を発注者が指定した目的以外に使用しないこと、及び第三者に提供しないこと。
 - (3) 発注者の許可なく関係資料の複写又は複製をしないこと。
 - (4) 発注者の許可なく関係資料を発注者が指定する場所以外へ持ち出さないこと。
 - (5) 業務の実施又は管理に関して関係資料に事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること。
 - (6) 業務が完了したときは、直ちに関係資料を発注者に返還すること。
 - (7) 業務が完了した場合において関係資料の複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でない認められる場合は、複写又は複製に係る情報を消去すること。
 - (8) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、この法令の内容を本件業務の従事者に周知させ、個人情報の保護が徹底されるように指導すること。
- 2 受託者は、この契約締結後速やかに、発注者との間で、「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結するものとする。

(発注者及び受託者の協議等)

第91条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者が協議して定めるものとする。

(契約の変更)

第92条 この契約を変更するときは、変更契約書を作成の上、発注者受託者双方記名押印しなければならない。ただし、契約変更の内容が軽微なもので、その必要がないと認めるものについては、この限りでない。

- 以下、空白 -

別紙1（第6条関係）

業務委託の範囲

1 受託者の業務範囲

受託者は、本件施設を運営管理するものとし、要求水準書及び技術資料等に従い次の業務を実施する。

- (1) 受付管理業務
- (2) 運転管理業務
- (3) 維持管理業務
- (4) その他業務

2 発注者の業務範囲

発注者は、本件施設を所有し、本件施設の運営管理を受託者へ委託する。発注者の業務範囲は、要求水準書等に従い、次のとおりとする。

- (1) 搬入計画の作成及び改定
- (2) 処理対象物となる一般廃棄物の搬入
- (3) 処理不適物の搬出、処理・処分
- (4) 焼却残さ（飛灰・不燃物）の処分
- (5) 資源化物の売却
- (6) 余剰電力量の売却
- (7) 本件業務の実施状況の監視（モニタリング）
- (8) 見学者予約の対応
- (9) 行政視察への対応
- (10) 委託費の支払い
- (11) 余熱利用施設の熱供給契約
- (12) 焼却残さ資源化に係る委託契約
- (13) ごみの減量化、資源化の啓発・普及
- (14) ごみ処理情報ネットワークの運用保守

別紙2（第9条関係）

遵守すべき関係法令等

受託者は、本件事業に当たり、受託者の責任と費用において、次に示す法律、条例を含む関係法令等を遵守することとする。

<p>法律・規則関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び施行規則 ▶ 環境基本法 ▶ 大気汚染防止法 ▶ 水質汚濁防止法 ▶ ダイオキシン類対策特別措置法 ▶ 騒音規制法 ▶ 振動規制法 ▶ 悪臭防止法 ▶ 土壌汚染対策法 ▶ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ▶ 電気事業法 ▶ 電気用品安全法 ▶ 電気工事士法 ▶ 電気通信事業法 ▶ 有線電気通信法 ▶ 高圧ガス保安法 ▶ 計量法 ▶ 道路法 ▶ 消防法 ▶ 都市計画法 ▶ 水道法 ▶ 下水道法 ▶ 浄化槽法 ▶ ガス事業法 ▶ 航空法 ▶ 電波法 ▶ 河川法 ▶ 建築基準法 ▶ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ▶ 工場立地法 ▶ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 ▶ 自然公園法 ▶ 森林法 ▶ 駐車場法 ▶ 文化財保護法 ▶ 労働基準法 ▶ 労働安全衛生法 ▶ 労働安全衛生規則 ▶ 労働者災害補償保険法 ▶ 作業環境測定法 ▶ 建設業法 ▶ 製造物責任法（PL法） ▶ 毒物及び劇物取締法 ▶ 港湾法 ▶ 海岸法 ▶ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ▶ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法） ▶ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ▶ 地球温暖化対策の推進に関する法律 ▶ 資源の有効な利用の促進に関する法律 ▶ 遺失物法 ▶ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ▶ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ▶ 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 ▶ ボイラー及び圧力容器安全規則 ▶ 電気関係報告規則 ▶ クレーン等安全規則 ▶ 事務所衛生基準規則 ▶ 酸素欠乏症等防止規則 ▶ 特定化学物質障害予防規則 ▶ 有機溶剤中毒予防規則 ▶ 石綿障害予防規則 <p>条例関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 岡山県環境基本条例 ▶ 岡山県快適な環境の確保に関する条例 ▶ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例 ▶ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準 ▶ 岡山県循環型社会形成推進条例 ▶ 岡山県自然保護条例 ▶ 岡山県開発許可申請の手引き ▶ 岡山市内の建築物等における県産材等の利用促進に関する方針 ▶ 岡山市環境保全条例（同施行規則） ▶ 岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例（同施行規則） ▶ 岡山市景観条例 ▶ 岡山市下水道条例 ▶ 岡山市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等 ▶ 岡山市における振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等 ▶ 岡山市における悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準 ▶ 岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（同規則） ▶ 岡山市環境影響評価条例（同施行規則） ▶ 岡山市個人情報保護法施行条例 ▶ 岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 <p>基準・規格等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ボイラー構造規格 ▶ 圧力容器構造規格 ▶ 日本産業規格（JIS） ▶ 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC） ▶ 日本電機工業会規格（JEM） ▶ 日本電線工業会規格（JCS） ▶ 日本油圧工業会規格（JOHS） ▶ 日本フルードパワー工業会団体規格（JFPS）
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本照明工業会規格(JIL) ▶ 日本電気技術規格委員会規格(JESC) ▶ 日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説(JASS) ▶ 電気設備学会標準規格 ▶ 電気サービス約款(中国電力㈱) ▶ 託送供給等約款(中国電力ネットワーク㈱) ▶ 内線規程 ▶ 電気設備に関する技術基準 ▶ クレーン構造規格 ▶ 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 ▶ 火力発電所の耐震設計規程 ▶ 日本電気協会電気技術規程(JEAC) ▶ 電子情報技術産業協会規格(JEITA) ▶ 日本計量機器工業連合会規格(JMIF) ▶ 電池工業会規格(SBA) ▶ 日本内燃力発電設備協会規格(NEGA) ▶ 日本電気計測器工業会規格(JEMIS) ▶ 自家発電設備の出力算定法(NEGA C 201) ▶ 作業環境測定基準 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国土交通省土木工事積算基準(国土交通省大臣官房技術調査課監修) ▶ 官庁施設の設計業務等積算基準(国土交通省) ▶ 設計業務等標準積算基準書(国土交通省大臣官房技術調査課監修) ▶ 電気設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ▶ 自動火災報知設備ガス漏れ火災警報設備工事基準書(消防庁予防課監修) ▶ 鋼構造許容応力設計規準(日本建築学会) ▶ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会) ▶ 溶接工作規準・同解説(日本建築学会) ▶ 建築設備耐震設計・施工指針(独立行政法人国土技術政策総合研究所監修) ▶ 土木工事安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課監修) ▶ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 ▶ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(建設大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 建築構造設計基準及び同資料(公益社団法人公共建築協会) ▶ 建築設備耐震設計・施工指針(日本建築センター) ▶ 空気調和・衛生工学便覧 ▶ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達) ▶ 舗装設計施工指針(公益社団法人 日本道路協会編) ▶ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 建築工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 公共建築数量積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 公共建築工事標準単価積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ▶ コンクリート標準示方書(土木学会) ▶ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 機械設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
<p style="text-align: center;">要綱・指針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針 ▶ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン ▶ エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル ▶ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル ▶ 清掃事業における安全衛生管理要綱 ▶ 工場電気設備防爆指針 ▶ 高調波抑制対策技術指針 ▶ 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン ▶ 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(基発0110第1号平成26年1月10日) ▶ 機械の包括的な安全基準に関する指針(厚生労働省:基発第0731001号平成19年7月31日) ▶ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン ▶ 基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン ▶ 建築基礎構造設計指針 ▶ 官庁施設の環境保全性に関する基準 ▶ 雨水流出抑制対策の手引き ▶ 日本電気協会電気技術指針(JEG) ▶ 日本電設工業協会技術指針(JECA) ▶ 労働安全衛生総合研究所技術指針 ▶ 建設副産物適正処理推進要綱 ▶ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ▶ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿 ▶ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材・機械設備機材) ▶ 建築物のシックハウス対策マニュアル(国土交通省住宅局)
<p style="text-align: center;">労働安全衛生に係る通知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の充実について(昭和60.12.09衛環第173号厚生省環境整備課長通知) ▶ 廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の強化について(平成5.3.2衛環第56号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)及び改正後の「清掃事業における安全衛生管理要綱」 ▶ 清掃事業における労働災害の防止について(平成5.3.2基発第123号労働省労働基準局長通知) ▶ 廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹底について(平成9.12.16衛産第67号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知) ▶ ごみ焼却施設におけるダイオキシン類の対策について(平成10.7.21基安発第18号労働省労働基準局安全衛生部長) ▶ 廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ▶ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ▶ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿 ▶ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材・機械設備機材) ▶ 建築物のシックハウス対策マニュアル(国土交通省住宅局)
<p style="text-align: center;">設計要領・設計標準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版(公益社団法人 全国都市清掃会議) ▶ 廃棄物処理施設整備実務必携(公益社団法人 全国都市清掃会議) ▶ 水道事業実務必携(全国簡易水道協議会) ▶ 公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) 	<p style="text-align: center;">その他関係法令、規則、規格、基準、要綱、要領、指針等</p>

別紙3（第27条、第34条関係）

本件施設に係る計測項目の環境に関する運転管理項目

受託者は、表1に示す運転管理項目及び運転管理値について遵守し、別紙4表2に示す必須性能①及び必須性能②が維持できるように管理すること。

表1 運転管理項目及び運転管理値

番号	項目		運転管理値
1	ごみ処理能力		設計図書に示すごみ質の範囲において、実施設計図書に記載された処理能力曲線以上とする。
2	熱しやく減量	飛灰	5%以下
		不燃物	1%以下
3	排	ばいじん	0.02g/m ³ N以下 乾きガス酸素濃度12%換算値とする。
		硫黄酸化物 塩化水素 窒素酸化物	20ppm以下 100mg/m ³ N以下 150ppm以下 乾きガス酸素濃度12%換算値とする。
	ガ ス	一酸化炭素	100ppm(1時間平均)以下 乾きガス酸素濃度12%換算値とする。
		水銀	50μg/m ³ N(乾きガス)以下 乾きガス酸素濃度12%換算値とする。
		ダイオキシン類	1.0ng-TEQ/m ³ N以下 (毒性等価係数はダイオキシン類対策特別措置法による。) 乾きガス酸素濃度12%換算値とする。
4	飛灰（受入れ基準）		本市の指定による
5	下水道放流水		基幹的設備改良工事要求水準書「2-4-7. 下水道への排除基準」による。
6	騒音		基幹的設備改良工事要求水準書「2-4-4. 騒音基準」による。
7	振動		基幹的設備改良工事要求水準書「2-4-5. 振動基準」による。
8	悪臭		基幹的設備改良工事要求水準書「2-4-6. 悪臭基準」による。
9	炉内ガス滞留時間		2秒以上
10	燃焼室出口温度		設計図書に示すごみ質の範囲内において、850℃以上とする。
11	作業環境		作業環境中ダイオキシン類濃度 2.5pg-TEQ/m ³ N未満

別紙4（第27条、第34条、第37条、第39条、第84条関係）

基本性能に関する性能要件

本件業務の基本性能に関する性能要件とは、要求水準書における性能保証事項（基幹的設備改良工事要求水準書表1-5 性能要件）と同一とする。

表2 基本性能に関する性能要件

項目	必須性能①	必須性能②
処理性能	<ul style="list-style-type: none"> ①指定された範囲のごみ質において、要求水準書に規定される設計諸条件を満足して安定的に処理できる能力を有すること。 ②1日につき230t程度※1の処理能力を有すること。 ③1日24時間連続運転が可能であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ①年間59,000t以上を処理できる能力を有すること。 ②各炉について連続して90日以上安定稼働を達成できること。
環境性能	<ul style="list-style-type: none"> ①前項各号に示される運転条件下において基幹的設備改良工事要求水準書第2章第4節に規定される公害防止条件を全て満足できる能力を有すること。※2 ②二酸化炭素削減率が3.0%以上であること。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ①上記の各号に定めるもののほか、引渡性能試験項目と方法（基幹的設備改良工事要求水準書表1-6引渡性能試験の項目と方法）に示される保証事項を達成する能力を有すること。 	

※1：処理能力については、実施設計段階におけるごみ質の傾向監視を実施し、本市と工事受注者にて協議のうえ、適切な処理能力を設定するものとする。

※2：環境性能のうち、本件工事の対象外である「排水処理設備」に関連する性能基準については、本件工事の性能保証事項から除外するものとするが、本件業務での基本性能として運営事業者が維持・発揮すべき性能水準として取り扱う。

処理対象物の計画処理量及び計画性状

1 計画処理量

1年度当たり本件施設へ搬入される処理対象物の見込みは59,000tとする。当該処理量は、特に定めが無い限り、この契約において計画処理量のことをいう。

また、1年度当たりの処理対象物の量は社会情勢によっては最大64,900tの範囲で変動することがある。

2 計画性状

処理対象物の計画性状（三成分、低位発熱量、単位容積重量等）は、次のとおり。

なお、計画ごみ質については、令和6年3月開始のプラスチック資源の分別回収事業等によりごみ質が変化しているため、本件工事の実施設計期間中にごみ質の傾向監視を実施したうえで、発注者及び受託者並びに工事受注者との協議により見直し後の計画ごみ質を設定するものとする。現時点においては、基幹的設備改良工事要求水準書に示す計画ごみ質を以下に記す。

(1) 建設当時の計画ごみ質

建設当時の計画ごみ質を表3-1に示す。

表3-1 計画ごみ質（建設当時）

ごみ質		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量 kJ/kg (kcal/kg)		5,020 (1,200)	7,950 (1,900)	10,900 (2,600)
三成分 (%)	水分	62.0	45.0	30.0
	可燃分	31.0	42.0	52.0
	灰分	7.0	13.0	18.0
単位容積重量(kg/m ³)		350	260	180

(2) プラスチック資源一括回収開始前の計画ごみ質

プラスチック資源一括回収を開始する前の段階での本市における計画ごみ質を表3-2に示す。

表 3-2 計画ごみ質（プラ回収開始前）

ごみ質	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
低位発熱量 kJ/kg (kcal/kg)	6,200 (1,480)	9,900 (2,360)	13,600 (3,250)	
三成分 (%)	水分	51.0	41.8	32.2
	可燃分	41.1	49.7	58.8
	灰分	7.9	8.5	9.0
元素組成 (可燃分中) (dry%) (参考値)	C	48.62	54.78	58.76
	H	6.55	7.62	8.31
	N	1.43	1.28	1.19
	S	0.11	0.11	0.11
	Cl	0.70	1.06	1.48
	O	42.59	35.15	30.15
単位容積重量(kg/m ³)	220	200	170	
可燃分の低位発熱量 kJ/kg (kcal/kg)	18,177 (4,342)	22,029 (5,262)	24,531 (5,860)	

※：kJ/kg から kcal/kg への換算は、kJ/kg ÷ 4.18605 = kcal/kg による。

(3) 変更後の計画ごみ質（暫定）

プラスチック資源一括回収の効果を反映した計画ごみ質（暫定）を表 3-3 に示す。

本市における試算では、プラスチック資源回収により可燃ごみ搬入量の約 4% 相当のプラスチックが回収されると見込んでおり、令和 6 年 3 月の制度開始以降の実績は本市見込み量に概ね沿った傾向で推移している。

変更後の計画ごみ質については、実施設計中のプラスチック資源回収の推移を分析した上で、改めて設定するものとし、現時点においては下表を想定して計画すること。

表 3-3 変更後の計画ごみ質（暫定）

ごみ質	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量 kJ/kg (kcal/kg)	5,400 (1,290)	8,900 (2,130)	12,400 (2,960)

処理不適物

処理不適物は、本件施設に搬入される処理対象物のうち、以下のものとする。

- 1 要求水準書 1-3-2. (1)処理対象物に定める処理対象物に記載する項目以外のものをいう。
- 2 表4に掲げる処理困難ごみ及び適正処理困難物をいう。

ただし、発注者のごみ分別に改定が予定される場合は、発注者はその旨を受託者へ通知し、対応について協議するものとし、発注者と受託者の協議が整った場合は当該改訂内容に基づき上記の処理不適物を改訂するものとする。

表4 処理困難ごみ及び適正処理困難物

区分	品目例
建築廃材	木材類・瓦・トタン・レンガ・土砂・コンクリート・鋼材・石膏ボードなど
営業用機材・器具	コピー機・事務机・椅子・ロッカー・業務用マシン・塗料缶・シンナー缶など
農機具・ドラム缶	耕耘機・草刈機・田植え機・リヤカーなど
自動車・単車	タイヤ・ホイール・バッテリー・自動車部品など
感染性医療廃棄物	注射針など
爆発・引火性のもの	ガソリン・ベンジン・シンナー・廃油・塗料・石油類・リチウムイオン電池など
危険性のあるもの	農薬・劇薬などの薬品や容器
神仏具	仏壇・仏具・神棚・位牌など
その他	ガスボンベ・消火器・中身の入ったカン類やペンキ類・ソーラーや大型温水器・ピアノ・浴槽や風呂釜・耐火金庫・パチンコやゲーム機・あんま機・モーター類・電動ベッド・自動販売機・電動車・大型特殊品・テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機・デスクトップ本体・ノートブックパソコン・CRTディスプレイ・CRT一体型パソコン・液晶ディスプレイ・液晶一体型パソコンなど

別紙7（第37条関係）

本件施設の計測管理

1 計測項目及び計測頻度

受託者は、表5-1～5-6に示す計測管理を専門第三者機関に委託して実施するものとする。ただし、表中に記載した内容は、受託者が計測すべき最低限の項目と最低限の頻度を示したものであり、受託者が必要と判断した場合は、受託者の負担により詳細な計測及び計測頻度の増加を行うことができる。

2 法令等変更時の対応

本計測管理に関する法令等変更が行われた場合には、表5-1～5-6の見直しを行うものとする。

表5-1 測定分析項目（ごみ質に係る計測項目及び頻度）

分析項目			分析頻度	備考	
性状分析	湿り	見掛け比重	年12回 (毎月)	「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日環整95号)、日本産業規格等を参照のこと	
		3成分			水分
					灰分
	可燃分				
	乾き	種類組成			紙類
					布類
					ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類
					木・竹・わら類
					ちゅう芥類
					その他
					金属類
乾燥ごみ灰分					
乾電池					
元素分析		炭素 水素 窒素 酸素 硫黄 塩素	年4回		
低位発熱量	元素分析による方法	Steuerの式 日環センター推定式			
	ボンブ熱量計による方法	紙・布類 ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 木・竹・わら類 ちゅう芥類 その他 総合低位発熱量(実測値から算出) 総合高位発熱量(実測値から算出)			
	推定式(厚生省指針式)による方法		年12回 (毎月)		

表5-2 測定分析項目（ばい煙に係る計測項目及び頻度）

測定項目	回数	備考	参考 (現在の測定方法)
排ガス流量・流速	炉ごとに 年12回 (毎月※)	「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号)第15条、 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日環整95号)、 日本産業規格等による。 なお、排ガス温度、酸素濃度等測定分析を行う上で当然必要と思われる項目は実施すること。	JIS Z 8808
水分量			JIS Z 8808
酸素濃度			JIS K 0301
排ガス組成			JIS K 0301
ばいじん			JIS Z 8808
いおう酸化物			JIS K 0103
塩化水素			JIS K 0107 (イオンクロマトグラフ法)
窒素酸化物			JIS K 0104 (化学発光方式による1時間連続測定)
カドミウム及びその化合物	炉ごとに 年2回		JIS K 0083
鉛及びその化合物			JIS K 0083
クロム及びその化合物			JIS K 0083
弗素及びその化合物			JIS K 0105
砒素及びその化合物			JIS K 0083
水銀及びその化合物	炉ごとに 4か月を超えない作業 期間ごとに 1回		環境省告示 第94号

※運転計画に基づく各焼却炉の運転日数が概ね10日以下である場合、当該月の測定については、本市と協議するものとする。

表5-3 測定分析項目（飛灰及び不燃物に係る分析項目及び頻度）

試料	分析項目	回数	備考
飛灰	熱しゃく減量	年 12 回 (毎月)	「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和 52 年 11 月 4 日環整 95 号)、日本産業規格等による
	水分		
	水素イオン濃度		
不燃物	熱しゃく減量		
飛灰 不燃物	溶出試験・含有試験		
	アルキル水銀化合物	炉ごとに 年 1 回	底質調査方法(平成 24 年 8 月 環境省 水・大気環境局)、昭和 48 年環境庁告示第 13 号、日本産業規格等による
	水銀又はその化合物		
	カドミウム又はその化合物		
	鉛又はその化合物		
	六価クロム化合物		
	砒素又はその化合物		
	セレン又はその化合物		
	含有成分・性状試験		
	熱しゃく減量	炉ごとに 年 1 回	加熱減量法 (備考 1)
	未燃炭素		示差熱分析法 (TG-DTA) (備考 2)
	COD		JIS K 0102 (備考 3)
水銀	加熱気化金アマルガム法		
Cl, Cu, Zn, Cr, Pb, Cd, Na, Mg, Al, Si, P, S, K, Ca, Ti, Mn, Fe, Co, F, Br, Sb, Sr, Sn, Ba, Ni	元素分析 (備考 4)		

備考 1 110℃で加熱処理した試料を 3~5g るつばに秤量し、750℃で 30 分加熱

備考 2 1,000℃まで加熱した際の 400~600℃の発熱に伴う重量減少量を測定

備考 3 溶出試験(試料 25g に対して純水 250ml)後、ろ過し、375ml の純水で洗浄したろ液を用いる

備考 4 蛍光X線分析法(FP 法定量)

表5-4 測定分析項目（ダイオキシン類に係る分析項目及び頻度）

試料区分	測定場所	測定実施項目					回数
		ダイオキシン類	その他の項目				
			A	B	C	D	
排ガス	バグフィルタ入口	○	○	○	—	—	炉ごとに 年1回
	バグフィルタ出口	○	—	○	—	—	
	煙突出口	○	○	○	—	—	
バグフィルタ灰		○	—	—	—	—	年1回
不燃物		○	—	—	—	—	
放流水		○	—	—	○	—	
その他	本件施設周辺大気	○	—	—	—	—	4地点 各年1回
	本件施設周辺土壌	○	—	—	—	○	10地点 各年1回

※排ガス測定は、バグフィルタ入口、出口及び煙突出口を同時に実施すること。

※本件施設周辺大気、土壌の測定実施時期は本市と協議すること。

（測定実施項目の詳細）

項目		備考	
ダイオキシン類	排ガス	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年12月総理府令第67号）第2条第1項によること。	
	バグフィルタ灰 不燃物	「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成4年7月厚生省告示第192号）別表第1に定める方法によること。	
	放流水	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年12月総理府令第67号）第2条第2項によること。	
	大気試料	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアルによること。	
	土壌試料	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルによること。	
その他の項目	A	一酸化炭素	JIS K 0098, JIS B 7951(連続分析法)によること。
		酸素	JIS K 0301, JIS B 7983(連続分析法)によること。
	B	排ガス流量・流速 ばいじん濃度	分析方法は JIS Z 8808 によること。
		排ガス温度	JIS Z 8808 及び JIS Z 8704(温度測定方法－電気的方法)によること。
		硫黄酸化物濃度	分析方法は JIS K 0103 によること。
		窒素酸化物濃度	分析方法は JIS K 0104 によること。
		塩化水素濃度	分析方法は JIS K 0107 によること。
	C	水素イオン濃度 浮遊物質量	「下水の水質の検定方法等に関する省令」(昭和37年12月17日付け厚生省・建設省令第1号), 日本産業規格等に定められた分析方法によること。
		D	熱しゃく減量 含水率

表5-5 測定分析項目（炉室内作業環境測定に係る分析項目及び頻度）

地点	測定場所 (単位作業場所)	測定 頻度	測定項目及び延べ地点数					
			温熱条件	総粉じん (重量分析 法)	総粉じん (相対濃度法)		ダイオキシン類 (D値の算出)	
					A測定	B測定	粉じん	ガス状
A	B2～B1F ポ ンプ室 (不燃物処理 室)	1回目	18地点	2地点	16地点	年2回 4地点	年1回 3地点	年1回 3地点
		2回目	18地点	2地点	16地点			
B	B1F 押込送風機 室	1回目	12地点	2地点	12地点			
		2回目	12地点	2地点	12地点			
C	B1F 灰コンベヤ 室	1回目	12地点	2地点	12地点			
		2回目	12地点	2地点	12地点			
D	2～6F 灰固化装置 室他	1回目	14地点	2地点	14地点			
		2回目	14地点	2地点	14地点			
E	1～6F 炉室その他	1回目	50地点	2地点	50地点			
		2回目	50地点	2地点	50地点			
合 計 (検 体 数)			212	20	208	4	3	3

- ※ 温熱条件：気温、相対湿度、風向、風速、天候
- ※ 各回につき2日間測定する（測定は延べ4日間実施する）。
- ※ 上表に記載の地点数は最低限とし、これ以上の地点において測定すること。
- ※ D値を求める併行測定については第1回目の1日目又は2日目のどちらか1回測定する。
- ※ 労働安全衛生規則第592条の2第1項及び平成26年1月10日付け基発0110第1号厚生労働省労働基準局長通達「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について」によること。
- ※ 労働安全衛生法施行令別表第3に定められた特定化学物質を取り扱う作業を実施する際には、必要な作業環境測定を行い、その結果を記録すること。

表5-6 測定分析項目（周辺環境調査に係る分析項目及び頻度）

試料	試料採取場所	所在地	分析項目			
			ダイオキシン類	強熱減量	含水率	
環境 大 気	当新田ポンプ場	南区当新田 268	各 1 検体	—	—	
	大福					
	芳明小学校	南区万倍 1				
	藤田用排水機場	南区藤田字錦 718-9				
土 壤	芳田中学校	南区当新田 468-1		各 1 検体	各 1 検体	各 1 検 体
	当新田公園	南区当新田 487-1				
	当新田東遊園地	南区当新田 490-1				
	芳泉中学校	南区当新田 3-1				
	当新田西公園	南区万倍 153-3				
	藤田用排水機場	南区藤田字錦 718-9				
	平田ポンプ場	南区米倉 151-2				
	大福川入遊園地	南区大福 684-38				
	東畦					
	当新田サッカー場	南区当新田 488				
合計検体数			14 検体	10 検体	10 検体	

※1 土壌試料のダイオキシン類分析は含有量試験

※2 ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル及びダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルに準拠した試料採取及び測定を実施すること。

本件施設の性能未達

1 各種基準値等に対する対応

(1) 施設基準値への対応

受託者は、自ら実施した環境計測又は発注者の測定結果が、本件施設の公害防止条件（第2期長期包括運營業務要求水準書 1-2-4.）のうち「排ガス基準」及び「焼却残さ熱しゃく減量管理基準」について施設基準値を1項目でも上回った場合は、以下の手順により平常運転状態への復帰を図ることとする。

- ・ 施設基準値を逸脱した原因と責任の究明
- ・ 追加測定結果等を踏まえた、運営事業者による改善計画の提案
- ・ 改善作業への着手
- ・ 改善作業の完了確認
- ・ 通常運転の再開
- ・ 運転データの確認
- ・ 施設基準値の逸脱状態から平常運転状態への復帰

(2) 法規制値への対応

受託者は、自ら実施した測定分析又は発注者の測定結果が、本件施設の公害防止条件（第2期長期包括運營業務要求水準書 1-2-4.）のうち「排ガス管理基準」、「下水道への排除基準」に記載する法規制値等を上回った場合、「騒音基準」、「振動基準」、「悪臭基準」については記載する法規制値等を複数項目で上回った場合は、周辺環境等への影響を鑑み、必要に応じて速やかに本件施設の運転を停止した上で、以下の手順により本件施設の運転再開を行うものとする。

- ・ 停止に至った原因と責任の究明
- ・ 運営事業者による本件施設の復旧計画の提案
- ・ 復旧作業への着手
- ・ 復旧作業の完了確認
- ・ 復旧のための試運転の開始
- ・ 運転データの確認
- ・ 本件施設の運転再開

別紙9（第53条関係）

委託費の内訳

1 発注者が受託者に支払う委託費の構成と算定方法

発注者が受託者に支払う委託費は、次の算式によって算定される。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費}) + (\text{消費税等相当額})$$

ただし、表7に示す委託費の構成を基本とし、

(固定費) : 処理対象物の処理量に関わりなく支払われる固定的な運営管理費をいう。

(変動費) : 処理対象物の処理量に応じて支払われる変動的な運営管理費をいう。

表7 委託費の構成

種類	概要	項目
固定費	点検・検査費、補修工事費、 用役費を除く人件費などの施設運営に係る諸費用	・人件費 ・保険料 ・精密機能検査費 ・測定費 等
	基本料金	・電気基本料金 ・アンシラリーサービス料金 ・水道基本料金 ・下水道基本料金
	点検・検査費 補修工事費 予備品・消耗品 等	・点検検査、補修工事、更新に要する費用 ・処理対象物量の大小に係らず一定量を消費する薬品及び油脂類 ・予備品・消耗品費 等
変動費	用役費 (基本料金を除いたもの)	・電気使用料金（従量料金） ・薬剤費 ・上水道使用料金（従量料金） ・下水道使用料金（従量料金） ・燃料費 ・その他

2 計画処理量に基づく各年度費用

計画処理量に基づく各年度の費用と内訳は、表9のとおり。

3 固定費

各年度の固定費は、表8のとおりとする。表8の費用は、表9～17のうち各費目に示す費用の総和とする。

表9～17については、入札価格内訳書の該当する様式を挿入する。

表8 固定費

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
円	円	円	円	円
令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
円	円	円	円	円
令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度
円	円	円	円	円

4 変動費

変動費単価は〔 〕円/tとする。変動費を構成する費目の内訳は表18のとおりとし、次の算式によって算定する。

$$(\text{変動費}) = \text{変動費単価 (円/t)} \times \text{処理量 (t)}$$

別紙 10（第 48 条関係）

余熱利用施設への熱供給条件

余熱利用施設へ供給する条件は、次のとおり。

- ・ 熱媒：785kPa の飽和蒸気
- ・ 供給量：最大 3t/h
- ・ 供給時間：24 時間

別紙 11（第 54 条関係）

1 支払方法

（1）支払回数及び方法

固定費：60 回（15 年間×年 4 回）

変動費：60 回（15 年間×年 4 回）

発注者は、委託費として固定費と変動費を受託者に四半期に 1 回支払うものとする。

受託者は、別紙 9 表 8 における当該年度の固定費を 4 分の 1 にした金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1 円未満切り捨て）及び四半期毎未までに本件施設に搬入された処理量に別紙 9 における当該年度の変動費単価を乗じて得られた金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1 円未満切り捨て）を当該翌月 7 日までに四半期分の業務履行報告書と併せて発注者に通知するものとする。なお、四半期毎の固定費に 1,000 円未満の端数金額が生じる場合は第四四半期の固定費に加算するものとする。

（2）業務の報告

受託者は四半期毎に所定の様式の完了通知書を鑑とした業務履行報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。発注者は、完了通知書を受理した日から 10 日以内に次項に示す検査をしなければならない。受託者はこの検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務履行報告書の補正を行い、再検査を受けなければならない。受託者は検査に合格したときは委託費の支払いを発注者に請求することができる。発注者はこの請求を受けた日から 30 日以内に委託費を支払わなければならない。

2 検査

（1）検査の方法

発注者は、あらかじめ検査の日時を受託者に通知し、受託者の立会いの上、検査を行うものとする。ただし、受託者の立会いが得られないときは、受託者の立会いなしで検査を行うことができるものとする。

本検査は、本契約書、要求水準書等その他の関係書類と対比してその結果を公正に判定しなければならない。

（2）検査の経費

検査に要した費用は、本契約に特別の定めのある場合のほか、すべて受託者の負担とする。補修、原状回復又は検査のための変質、変形、消耗若しくはき損の修繕等に要する費用についても、また同様とする。

別紙 12 (第 55 条関係)

1 委託費の見直し

(1) 業務委託期間の物価上昇率、為替変動等の変動可能性のある経済要素については、原則、次の考え方に従い、委託費へ反映させるものとする。

- ① 変動要素の見直しは、毎年 9 月に翌年 4 月から適用する次年度の委託費（固定費、変動費単価）を見直すものとし、直近 1 年間分の評価指標と前回委託費の改訂が行われた時点における評価指標を比較して行う。
- ② 見直しに係る指標は対象費用ごとに以下の指標を用い、それぞれに改定指数を乗じて得られた値を合計して求めるものとする。
- ③ 当該指標は、受託者の提案について合理性及び妥当性があると発注者が認める場合、協議を行い見直しすることができる。
- ④ 業務委託期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、発注者の受託者への支払いにかかる消費税及び地方消費税については、発注者が改定内容にあわせて負担する。

区 分	改定の対象となる費用	指 標
固定費	①人件費	岡山県毎月勤労統計調査 月報（岡山県総合政策局統計分析課）>現金給与総額・事業所規模 30 人以上)
	②電気基本料金	各供給事業者等の電気基本料金
	③水道基本料金	岡山市水道基本料
	④油脂類	日本銀行 HP>統計>物価関連統計>国内企業物価指数>化学製品>小類別/無機化学工業製品
	⑤点検・補修費 (維持管理費)	日本銀行 HP>統計>物価関連統計>企業向けサービス価格指数>技術サービス>品目/プラントメンテナンス
	⑥その他費用	日本銀行 HP>統計>物価関連統計>企業向けサービス価格指数>下水道・廃棄物処理>小類別/廃棄物処理
変動費	①電気使用料金	各供給事業者等の電気料金単価
	②水道使用料金	岡山市水道料金単価
	③下水道使用料金	岡山市下水道料金単価
	④薬剤費	日本銀行 HP>統計>物価関連統計>国内企業物価指数>化学製品>小類別/無機化学工業製品
	⑤燃料費	日本銀行 HP>統計>物価関連統計>国内企業物価指数>石油・石炭製品>類別/石油・石炭製品
	⑥その他費用	日本銀行 HP>統計>物価関連統計>企業向けサービス価格指数>下水道・廃棄物処理>小類別/廃棄物処理

(2) 固定費、変動費単価について、(1) による委託費の見直し以外の見直しが必要と発注者が認めた場合、発注者と受託者は協議できるものとする。

<改定の計算方法>

本件業務にかかる対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

定義 Y： 改定後使用する単価又は費用

X： 前回改定後の当該費用

α ： 改定率

$$\text{改定率 } \alpha \text{ ※1} = \frac{\text{改定時の最新の指標(直近 1 年間の平均値)}}{\text{前回改定時※2 の指標 (前回改定時点の直近 1 年間の平均値)}}$$

※1：当該改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとして、金額は 1 円未満を切り捨てたものとする。

※2：実際に費用の改定が行われた時点を指す。

- ① 第 1 回目（令和 8 年度）の委託費は、別紙 9 に記載の金額とする。
- ② 第 2 回目（令和 9 年度）の委託費について、「前回改定時の指標（前回改定時点の直近 1 年間の平均値）」は、「入札書の提出時点における直近 1 年間の平均値」とする。

別紙 13 (第 68 条関係)

受託者が加入・付保する保険等

表 11 保険料内訳表を参照

別表

用語の定義

この契約における用語の定義は、特に定めるものを除き、次のとおりとする。

運営管理マニュアル	本件施設の運転方法並びに定期点検、維持管理、保守、補修等の施設の機能維持のための方法と考え方等がまとめられた最上位のマニュアルであり、初版は工事受注者が作成する。受託者が運営管理マニュアルを更新する際は、工事受注者の意見を聴かなければならない。 基本性能に関する性能要件は、運営管理マニュアルに従い適切な運転を行われた場合に達成されることが、工事受託者の設計の契約不適合として担保される。
既設メーカー	本件施設を設計施工した事業者（荏原環境プラント株式会社）をいう。
第1期事業者	第1期長期包括運営業務を発注者より受注した事業者（荏原環境プラント株式会社）をいう。
運転停止	本件施設が、計画に基づいた点検以外の事由により、運転を停止した状態をいう。
計画全炉停止日	事業実施計画書に基づき、あらかじめ計画された全炉停止日のことをいう。
工事受注者	本件事業の岡山市当新田環境センター基幹的設備改良工事の受注者をいう。
ごみピット	本件施設に設置される、処理対象物を受入れ貯留するためのピットをいう。
試運転	基幹的設備改良工事要求水準書によってその詳細が示されるところの、本件施設の試運転をいう。
処理不適物	本件施設で処理を行うことが困難又は不相当とされるものをいう。
性能確認試験	基幹的設備改良工事要求水準書によってその詳細が示されるところの、本件施設が性能要件を達成できることを施設引渡し後2年の間に確認するために実施する試験をいう。
年度	4月1日から翌年の3月31日までの1年をいう。
引渡性能試験	基幹的設備改良工事要求水準書によってその詳細が示されるところの、本件施設が性能要件を達成できることを施設引渡し前に確認するために実施する試験をいう。
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、航空機事故、その他通常の前想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者又は受託者の責に帰すことができない事由をいう。
法令等	法律、政令、省令、通達、条例及び裁判所の命令をいう。
予備品及び消耗品	予備品は取替部品（又は機器）のことをいい、取替えが必要になった時に備えて、運転に支障をきたさないために現場に在庫しておくもの。消耗品は使うにつれて、減ったり、なくなったりする購入品。

